

避難所マニュアル策定指針

令和6年8月版

神奈川県

はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、私たちに多くの教訓を残しました。その一つが「避難所」のあり様でした。想像もできなかった長期間にわたる避難所での生活は、大変大きな課題を次々に提起しました。これに対して神奈川県及び県内各市町村では、避難所運営体制の強化充実をそれぞれの地域防災計画の中で打ち出しました。しかし、長期間にわたる避難所運営の課題は、地域、規模、性別・年齢の構成、避難所の設備等によって千差万別です。

そこで県は、あらかじめ県内の避難所が共有できる避難所運営の基本的な考え方、施設・設備の内容、運営の仕組み、情報の収集・提供等を検討するため、平成8年に学識経験者や県・市町村による「避難所施設・設備運営指針策定委員会」を設置し、平成9年3月に「避難所マニュアル策定指針」を策定しました。

その後も、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震等の大規模地震が発生し、平成最悪の豪雨水害と言われる「平成30年7月豪雨」の発生等、大規模な風水害が毎年のように頻発しています。また、令和6年1月に能登半島を震源地とするマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が発生しました。

こうした大規模災害が発生するたびに、被災地における避難生活は長期化し、女性や要配慮者の視点、避難所の生活環境の改善等、様々な観点から課題が指摘され、国においても、平成25年の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定等、避難所運営の向上に向けた取組が進められてきました。

本指針についても、過去の災害の教訓や課題、国の施策動向等を踏まえ、数次にわたり修正を行ってきました。

本県でも南海トラフ地震や首都直下地震の切迫性が指摘されており、いつ起きてもおかしくない大規模災害への備えとして、避難所の開設・運営を含めた、避難対策の向上は待ったなしの課題です。

市町村の皆様におかれましては、本指針を参考に、地域の実情に応じた、実効性のある避難所運営体制の整備に努めますことをお願いします。

〔避難所マニュアル策定指針の修正に係る主な経緯〕

- 平成26年3月：東日本大震災の教訓等を踏まえ、要配慮者や性別等に配慮した避難所運営や個人情報等の取扱い等の記載内容を充実
- 平成30年3月：熊本地震の教訓等を踏まえ、避難所外避難者の把握・支援や避難所における要配慮者対策等の記載内容を充実
- 令和2年6月：新型コロナウイルスの感染拡大を受け、避難所における感染対策の記載内容を充実
- 令和4年12月：国の指針の改定等を受け、ライフライン被災時のトイレ対策や女性の視点を踏まえた避難所運営等の記載内容を充実
- 令和6年8月：国が令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に位置づけたこと等を受け、避難所における感染症対策の記載内容を修正。また、能登半島地震の教訓等を踏まえ、避難所における生活環境の向上にむけた対策の記載内容を充実

避難所マニュアル策定指針

目 次

第1章 避難所をめぐる総括的課題

第1節	避難所運営の基本方針	1
第2節	避難所運営の時期的課題	4
第3節	避難所の指定と周知	6
第4節	災害に備えた組織づくり	9
第5節	避難所の開設と機能	15
第6節	避難所への入所	18
第7節	(仮称) 避難所運営委員会の設置	20
第8節	避難者の把握	26
第9節	避難者の救護	30
第10節	避難所の円滑な運営	31
第11節	避難者の健康管理等	33
第12節	応援体制の整備	36
第13節	避難所外避難者への対応	37
第14節	避難所の解消	39
第15節	避難者の生活自立への支援	40
第16節	避難所と家庭・地域との関係	41

第2章 避難所生活上の重要事項

第1節	情報の提供	42
第2節	食料・飲料水・生活物資等の供給	44
第3節	応急救護・感染症対策	47
第4節	トイレの確保・管理	50
第5節	プライバシーの確保	54
第6節	要配慮者や女性等に配慮した対応	55
第7節	その他	58

第1章 避難所をめぐる総括的課題

第1節 避難所運営の基本方針

- 大規模災害発生時における対応は、時々刻々とめまぐるしく変化していく。避難所における諸々の対策を考える場合、発災直後の避難者の状況と避難生活が長期化した場合の状況には大きな変化もあり、時間の経過に応じた検討を進める必要がある。
- 避難所の運営にあたっては、避難者の生活再建という最終目標を視野に入れ、今後想定される高齢化の一層の進展と対応する自治体職員の減少を鑑み、避難者の対応力の強化につなげていくことが重要である。そのため、避難所の開設後、市町村職員や避難所となる施設の管理者が中心となった運営から、避難者による自主的な運営に移行するため、被災前の地域社会の組織を中心として、NPOやボランティア等の協力のもと、避難所の開設当初から地域コミュニティの維持に配慮した運営になるよう支援する必要がある。
- 避難者が主体となった避難所運営組織においても、一部の避難者に負担が偏らないように配慮するとともに、要配慮者（要介護高齢者、障がい児者、医療的ケアを必要とする者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等をいう。以下同じ）や女性等、多様な主体が運営に参加することにより、多様な立場の意見を避難所運営に反映させる必要がある。
- また、避難所のスペースや支援物資等が限られた状況においては、避難者全員、または要配慮者全員に対する機会の平等性や公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無、障害の種類・程度、医療的ケアの有無に加え、性別、環境が変わったことによる健康状態や声の出しやすさ、本人の理解、家族や周囲の状況等、様々な事情を考慮して優先順位をつけ、「一番困っている人」から柔軟、機敏、臨機応変に対応することが望ましい。
- さらに、避難所は、避難所で生活する避難者だけでなく、その地域の避難所外避難者（指定避難所以外の施設に避難した避難者、在宅避難者、親戚や友人の家に避難した避難者、車中泊の避難者等をいう。以下同じ）も支援の対象とし、地域の避難所を、情報の収集・提供や食料、飲料水、物資、サービスの提供等の支援拠点とすることが適切である。

- 避難所における感染症の対応について、市町村は、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、感染症対策を徹底するとともに、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設する等、通常の災害発生時より可能な限り多くの避難所の開設を図りつつ、ホテルや旅館、トレーラーハウス等の活用も検討することが望ましい。

- よりよい環境を有する場所へ自ら避難することも大事であるため、ハザードマップ等により自宅等の災害リスクを把握したうえで、次の点を周知する。
 - ・ 自宅等の災害リスクが無い場合、自宅の被害が軽微な場合、在宅避難の方が安全である場合は、自宅に留まることも検討すること
 - ・ 親戚や友人の家、ホテルや旅館といった避難所以外の安全な場所への避難を検討すること

- 市町村は、地域の実情に応じて、車中泊を検討する。

車中泊を実施する場合は、車中泊が可能な場所のリストアップ、エコノミークラス症候群の予防の周知、避難者カード等の活用やNPO・ボランティア等と連携して行う避難者の巡回等による車中泊の避難者の把握等、事前に対応策を検討することが望ましい。

- 市町村は、一時的な避難スペースの拡大を図るため、事前に指定した避難スペース以外の使用について避難所となる施設の管理者と協議しておくこと等も必要である。

- 市町村は断水によるトイレ手洗いの不便・不衛生な環境により感染拡大の恐れがあることから早期の仮設トイレの設置、簡易ベッドの設置などの環境改善に対応することも必要である。

- 近年、台風や集中豪雨等の風水害に関しては、気象情報の精度の向上により、一定の予測が可能となってきた。また、近年の風水害からの避難の遅れによる被害が出ていること等を踏まえ、令和3年の法令改正により、市町村域を越えた広域避難の協議や、避難所運営等の災害救助法の適用が、災害の発生のおそれの段階から可能となった。これに伴い、県は、台風接近時等、災害発生の前から災害対策本部を設置し、市町村の避難対策等を支援する体制を確保することとしている。

市町村においても、災害発生前の早い段階から避難所を設置することや、市町村域外からの避難者受入も想定し、避難所運営体制の整備に取り組むことが望まれる。市町村においても、災害発生前の早い段階から避難所を設置することや、市町村域外からの避難者受入も想定し、避難所運営体制の整備に取り組むことが望まれる。

- こうした認識のもと、避難者一人ひとりの人権に配慮するとともに、避難者が、自助・共助の精神で、それぞれ避難所運営に主体的に関わることにより、より適切な避難所運営ができるよう、この「避難所マニュアル策定指針」を策定した。

第2節 避難所運営の時期的課題

- 発災後の避難所運営について、「発災直後の命の確保が最優先される時期」、「生活が安定し始め、避難者により自治的な運営が行われる時期」といったフェーズごとに、その開設から解消に至るまで、避難所の開設やレイアウトづくりといったハード面だけでなく、その運営等に係るソフト面についても、人員や物資に限られる中、最優先で実施すべき事項やフェーズの移行につれて重要度が増してくる事項等を整理し、適切に対応する必要がある。

- 避難所運営については、次の4つの段階に分けて課題と対策の内容等を整理する。
 - 第1段階 発災後1日から3日目くらいの時期（初動期）
 - 第2段階 発災後4日から14日目くらいの時期（復旧過程期）
 - 第3段階 発災後15日目以降（復旧期）
 - 第4段階 避難所生活が長期化した場合

避難所運営の時期的課題及び対策の基本方針の概略

時期 課題	初動期 (1～3日)	復旧過程期 (4～14日)	復旧期 (15日～)	長期化した場合	
総括的課題	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所の開設 ・避難者の入所 ・運営組織の設置 ・避難者（要配慮者等）の把握 ・避難者の健康状態の確認 ・避難者の救護 ・避難所外避難者の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営組織の円滑な運営 ・避難者の健康管理、メンタルケア ・二次避難への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難者の生活自立への支援 ・避難者の健康管理、メンタルケア ・避難所の解消等 	<ul style="list-style-type: none"> ・安全安心の確保 ・生活衛生環境の改善 ・避難者の健康管理、メンタルケア等 	
避難生活上必要となる基本的事項	情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> ・正確・迅速な情報提供、取りまとめ ・安否情報、被害情報、医療救護情報、遺体安置・埋葬情報等 ・臨時電話等の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・正確・迅速な情報提供、取りまとめ ・安否情報、被害情報、医療救護情報、ライフライン、交通等の復旧情報 ・臨時電話等の開設 ・Wi-Fiの開設 ・電源の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・復旧情報 ・応急仮設住宅等に関する情報 ・就業及び公的資金援助等生活自立再建に係る情報 	・同左
	飲料水 食料 生活物資 供給	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な配分提供 ・生命維持に必要な質・量の供給 	<ul style="list-style-type: none"> ・公平な配分提供 ・健康保持や多様性にもできる限り配慮した供給 	・同左	・同左
	避難所内の 環境整備 等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活空間の確保 ・感染症対策としての隔離専用スペースの設置 ・感染症対策の徹底 ・警備、清掃の体制づくりとゴミ処理、トイレ等利用についてのルール作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底 ・生活空間の公平な配分 ・避難者のメンタルケア、プライバシーの保護 ・避難者間のトラブルの処理 ・暑さ/寒さへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底 ・避難者のメンタルケア、プライバシーの保護 ・避難者間のトラブルの処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策の徹底 ・避難者のメンタルケア、プライバシーの確保 ・避難者間のトラブルの処理 ・娯楽・教育スペースの整備

第3節 避難所の指定と周知

- 市町村は、災害発生時に円滑な避難の確保を図るため、災害対策基本法に基づく避難所の指定を進め、住民に周知を徹底する必要がある。
- 併せて、避難とは「難」を「避ける」ことであることから、市町村は次の点について住民に周知を徹底する必要がある。
 - ・ あらかじめハザードマップ等により自宅等の災害リスクを把握し、事前に、避難の必要性や避難先・避難方法等について検討すること
 - ・ 自宅等の災害リスクがある場合、災害による身の危険を感じたら、発熱・咳等の症状の有無に関わらず、市町村が発令する避難情報等にも留意し、躊躇なく、早めに避難すること
 - ・ 自宅等の災害リスクが無い場合、自宅の被害が軽微な場合、在宅避難の方が安全である場合は、自宅に留まることも検討すること

1 指定避難所の指定

- (1) 市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策の状況等を踏まえ、災害対策基本法第49条の7に基づき、一時的に難を逃れる緊急時の指定緊急避難場所と区別して、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な数の指定避難所をあらかじめ指定すること。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所とは相互に兼ねることができる（災害対策基本法第49条の8）。

- (2) 市町村は、当該地域で想定される災害に応じた被害想定を考慮し、可能な限り、施設自体が被災する危険性が少なく、住民が安全に避難することができるよう、指定避難所の指定を進めること。

なお、近隣の市町村にある避難所の利用が有用である場合は、あらかじめ協定を結ぶ等、当該市町村の協力を得ることが考えられる。

- (3) 指定避難所として指定する施設について、市町村は、災害対策基本法施行令第20条の6で定める基準に沿って指定するほか、耐震性・耐火性の確保や天井等の非構造部材の耐震対策を図る。

また、生活面を考慮し、バリアフリー化された公共施設が望ましい。

- (4) 指定避難所の防災機能設備等（非常用発電機等、飲料水、冷暖房機器、ガス設備等、通信設備、断水時のトイレ対策等）について、市町村は、平時において

て、自らの整備状況を確認して、災害時に必要となる防災機能設備等の容量や個数等を検討し、関係省庁の各種補助制度や地方財政措置等を活用し、充実強化を推進することが望ましい。

防災機能設備等を指定避難所等に保有しない場合には、あらかじめ近隣の公共施設や民間事業者と協定を締結し、災害時に必要となる防災機能設備等の供給について協力を得られるよう準備しておくとともに、県等を通じた広域的な調達の検討や、国のプッシュ型支援等により防災機能設備等が供給される場合の受入れ及び配布に必要な体制を整備する。

- (5) 市町村は、やむを得ず、浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域等に立地している施設を指定避難所に指定する場合には、必要な水害・土砂災害対策を行うことが望ましい。

なお、当該施設を避難所として開設する場合は、開設する災害の種類を想定するとともに、災害の状況や施設・敷地の被害等の状況を踏まえ、必要に応じて安全性の確認等を行う。

- (6) 市町村は、管内の公共施設等のみでは不足する場合には、旅館、ホテル、企業の研修施設等を活用できるよう事前に協定締結等を行う。

なお、神奈川県は令和2年7月28日に神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合と「災害時における避難所等確保の支援に関する協定」を締結している。本協定により、神奈川県は同組合に組合員の宿泊施設を避難所等として市町村に提供することに関する組合内の調整等を要請することができる。

- (7) 市町村は、指定避難所の指定にあたって、当該施設の管理（所有）者の理解・同意を得るとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担、人員配置、指定一般避難所においては要配慮者スペースの設置等について明確にしておく。

- (8) 市町村は、学校を指定避難所に指定する場合については、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なことであることを認識の上、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者・団体と調整する。

2 指定福祉避難所の指定

- (1) 指定福祉避難所は、指定一般避難所では生活することが困難な要配慮者が避難生活において特別な配慮が受けられる等、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備するものであり、市町村は、障害等の特性に配慮して、必要数を確保することが望ましい。
- (2) 指定福祉避難所の指定にあたっては、要配慮者への対応に専門知識が必要と

なることから、市町村は、社会福祉施設等（老人福祉センター、障害福祉施設、特別支援学校等の施設）を活用し、当該職員等と定期的な話し合い・訓練等を行い密接な連携をとることが望ましい。

- (3) 市町村は、事前に、市町村からの派遣職員との役割や費用負担の明確化等、実効性のある連携体制の確保に努めることが望ましい。
- (4) 市町村は、指定福祉避難所を指定したときは、受入対象者を特定して公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であること等、避難者を明確化する必要がある。

3 指定避難所以外で避難生活を送る避難者（避難所外避難者）への支援

- (1) 指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合にも災害救助法に基づく救助の対象となるため、市町村は、関係機関等と連携して、避難所外避難者の状況把握に努め、避難所外避難者を支援する。
- (2) 市町村は指定避難所以外の避難所への支援の基準や対応方法等をあらかじめ定めておく必要がある。

4 指定避難所の周知

- (1) 市町村は、指定避難所を指定した場合、広報紙等を活用し、地域住民に周知を図る。その際、要配慮者等を考慮した広報媒体の活用が望ましい。
- (2) 市町村は、避難所外避難者を把握・支援する観点から、指定避難所が情報の収集・提供や食事・物資の提供等、地域における避難者支援の拠点であることも併せて周知する必要がある。
- (3) 市町村は、指定福祉避難所を指定した場合は、その施設の情報（施設の名称、場所、特定した受入対象者、収容可能人数、提供可能な支援内容、設備内容、受入のスキーム等）や避難方法について、分かりやすいパンフレット等を作成したり、福祉団体、福祉事業所、医療機関とも連携を図ったりする等、要配慮者やその家族を含む地域住民に対し周知する。

第4節 災害に備えた組織づくり

- 東日本大震災及び能登半島地震では、市町村主体の避難所運営が難しいことが分かり、避難者が管理・運営に関わることが円滑な避難所運営のために必要であること、また、災害時に備え、避難所運営組織の事前設置の必要性や災害時の役割が明らかとなった。
- このため、避難所運営組織は、自治会・町内会・自主防災組織の代表、避難所となる施設の管理者、その地域に在住する市町村職員等で構成するが、市町村職員等がない場合においても、そこにいる避難者で力を合わせて対応できるようにする。
- また、避難所運営組織をサポートするスタッフ要員として、施設職員、NPO、ボランティア団体、保健医療関係者等も位置づけておくことが望ましい。
- 避難所運営にあたっては、役割に応じた活動班のリーダー間で調整できるシステムを作り、避難所の円滑・平穏な運営や避難者間の融和が図られるようにしておく。
- このための受け皿として、（仮称）避難所運営委員会の設置が必要となる。
- なお、（仮称）避難所運営委員会や避難所運営に関する会議には、多様な避難者の意見を反映するため、要配慮者や女性等の参画が必要である。
- また、災害発生時には、（仮称）避難所運営委員会の構成員となる自治会等の代表者など、避難所の開設要員が、被災等により対応できず、避難所開設の役割ではない人員や避難者などで避難所の開設を行わざるを得ない場合も想定されるため、避難所マニュアルや後述の（仮称）避難所開設手順書などを避難所となる施設のわかりやすい場所に配備しておくなどの対応を検討しておく必要がある。
- 市町村は日頃から関係部局等で災害時の役割等を決めておく。
また、各指定避難所について、あらかじめ運営責任者を決定しておくほか、市町村が中心となって、学校等の避難所となる施設の管理者や自治会・町内会・

自主防災組織との間で協力関係を構築しておく。

- 市町村は、災害時の民間からの物資やサービス等の調達に係る契約手続きや適正価格等について、あらかじめ検討しておく必要がある。

また、職員の人件費の扱いや携帯電話の活用のルール等も検討が必要である。

1 (仮称) 避難所運営委員会の事前設置

大規模災害発生時、一定期間、避難者が指定避難所を臨時の生活拠点として利用することを前提に、指定避難所が避難者にとって秩序のとれた拠点として機能するよう、事前に(仮称)避難所運営委員会を設置しておく。

2 (仮称) 避難所運営委員会の構成・役割

(1) (仮称) 避難所運営委員会の構成

- ・ 自治会・町内会・自主防災組織の代表者または役員
- ・ 避難所となる施設の管理者
- ・ 市町村職員
- ・ その他(NPO、ボランティア団体、民生委員、保健医療関係者、地元企業等)

(2) 運営責任者の配置と役割

あらかじめ指定避難所の運営責任者を定めて、開設時に配置する。

なお、運営責任者の配置にあたっては、女性と男性の両方を配置する。

運営責任者は(仮称)避難所運営委員会の各活動班を統括し、市町村職員等と連携して、おおむね次のような役割を担うことを想定する。

- ・ 避難者の人数、被災の状況、要配慮者の状況、健康状態等を把握し、避難者名簿を整備する。
- ・ 必要な物資を把握し、近隣の避難所や市町村の災害対策本部等と連絡調整を行う。
- ・ 避難者自身の役割分担の明確化等、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整備する。
- ・ 要配慮者への配慮事項等を避難所内に周知する。
- ・ 避難者名簿等に基づき、避難者の状況やニーズを把握する。女性と男性のニーズの違いを把握するため、ニーズの聞き取りの担当者には女性と男性の両方を配置することが望ましい。特別な配慮を要する避難者を把握した場合は、指定福祉避難所への入所等について市町村の災害対策本

部と連絡・調整を行う。

- ・ 外部からの人材の活用や関係機関との連携により、要配慮者支援の全体的な調整を行う。

(3) (仮称) 避難所運営委員会の役割

ア 平時

- ・ 避難所に集まることが想定される者を事前に把握する。
- ・ 災害時に備えて避難所マニュアルを作成する。
上記マニュアルに加え、誰でも円滑かつ迅速に避難所の開設ができるよう、必要な作業ごとに1枚ずつカードにまとめた(仮称)避難所開設手順書の作成に努める。

((仮称) 避難所開設手順書に記載すべき主な事項)

避難所となる施設の開錠

避難所となる施設の安全確認

避難所の開設・運営に必要な資機材の準備

避難所のレイアウト作り

(避難所開設手順書の取組事例)

ファーストミッションボックスなど

- ・ 要配慮者や女性等を把握し、救援対策等を検討・決定する。
- ・ (仮称) 避難所マニュアルや避難所開設手順書に沿った訓練を計画的に実施する。
- ・ 防災に関する意識の啓発活動を実施する。

イ 災害時

避難所マニュアルに定めた組織を速やかに立ち上げる。

なお、運営責任者として予定していた者の配置が困難な場合もあるため、事前に代理者を定めておく必要がある。

状況によっては避難者から運営責任者を選ぶことや、当面、市町村職員や避難所となる施設の管理者等を運営責任者に充てることも考えられるため、運営責任者の役割について関係者への理解を十分に深めておく。

また、災害発生直後から当面の間は、昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に配慮する。

(4) 各活動班の役割 (平時)

ア 総務班

- (ア) 避難所内の使用可能場所や使用禁止場所の把握・明示
- (イ) 避難所内の配置の検討
 - ・ 利用スペースや通路を把握する。
 - ・ 地域ごとに避難スペースを割振る。
 - ・ 発熱・咳等の症状のある者を隔離する専用スペースを設置する。
 - ・ (仮称) 避難所運営委員会の本部、各活動班の拠点、救護所等、避難所運営に必要なスペースを割振る。
 - ・ 要配慮者、女性（特に妊産婦、乳幼児を抱える母親）、子ども（特に乳幼児）、ペットに配慮してスペースを割振る。
- (ウ) 備蓄品や備蓄倉庫の管理・点検
- (エ) 災害発生の時間別による検討（学校が避難所である場合）
 - ・ 児童・生徒在校時は、学校職員が児童・生徒の安全確保を最優先に行い、避難所スペースの確保に努める。
 - ・ 早朝・夜間・休日等の児童・生徒不在時は、(仮称) 避難所運営委員会の委員等が連携して被害情報の収集や避難スペースの確保に努める。

イ 情報広報班

- (ア) 実態把握や情報収集
 - ・ 各地域の世帯状況や要配慮者等の実態把握に努める。
 - ・ 平時からアレルギー、薬剤、病気、要配慮者等の項目を本人同意のもと把握し、登録しておくことに努める^{※1}。
 - ・ 各自治会・町内会単位で随時状況を調査し、掌握に努める。

※1 マイME-BYOカルテ

県はマイME-BYOカルテの普及に努めており、平時からマイME-BYOカルテへの登録を呼びかけ、健康上の特記事項（アレルギー等の事前登録）、薬剤歴、既往歴を入力しておくよう周知しておくことが望まれる。

- (イ) 災害時の住民広報についての検討
 - ・ 要配慮者を抱える家族や外国人等への情報伝達方法を検討する。特に、外国人については、文化的背景の違いを意識して検討する。
 - ・ 状況に見合った情報伝達方法を検討する。
- (ウ) 地域における各種ボランティアへの協力の呼びかけや体制づくり
 - ・ 各自治会・町内会単位で随時、呼びかけや協力調査を実施し把握に努める。

- ・ 外国人については、地域の国際交流団体や日本語教室等との連携を検討する。
- (エ) 避難経路の確保や避難誘導訓練の実施
 - ・ 各地域単位での安全な避難経路の確保（路上駐車対策等）に努める。
 - ・ 地域住民を対象にした避難誘導訓練を行い、指定緊急避難場所から指定避難所までの避難経路を複数確認し、災害時に適切な避難行動ができるよう意識づける。
- (オ) 避難所で収集した避難者の個人情報の管理・利用についての検討
- ウ 救護班
 - (ア) 応急救護方法の啓発
 - 各自治会・町内会単位の自主防災組織が中心となり、実態に見合った訓練を行う。
 - (イ) 要配慮者等の把握や対応策の検討
 - ・ 各自治会・町内会単位で要配慮者等の実態把握に努める。
 - ・ 高齢者施設や障がい児者の支援施設等の見学や訓練への参加により、様々なケースに応じられるよう努める。
 - (ウ) 避難者の健康状態の確認方法や感染症対策の検討
 - ・ 入所受付時に検温と健康状態チェックシートにより健康状態を確認する体制を構築し、入所後も定期的に健康状態を確認する。
 - ・ 避難所の運営スタッフ及び避難者一人ひとりの基本的感染対策として、手指衛生を徹底し、人との間隔をできるだけ空ける。なお、高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所ではマスクの着用を推奨する。
 - ・ 緊急避難の場合等、人との間隔が空けられない場合は、一人ひとりがマスクを着用することも検討する。
 - ・ 発熱・咳等の症状のある者の対応は事前に検討しておく。
 - (エ) 地域における各種ボランティアへの協力の呼びかけや体制づくり
 - ・ 看護師資格を持つ人等、救護協力ができる人を把握する。
 - ・ 訓練参加の呼びかけを行い、災害時の体制づくりに努める。
 - (オ) 救急用品の実態把握
 - 各自治会・町内会単位で救急用品の保有状況を随時調査し、実態の把握や必要品目の検討を行う。
 - (カ) 衛生管理の知識の習得や啓発指導
 - 保健所への協力依頼等により、インフルエンザ等の感染症やメンタルケ

ア等、集団生活における衛生管理対策や研修会を開催し、知識の習得に努める。

エ 食料物資班

(ア) 役割分担の確立

各自主防災組織と連携・協力し、物資の受入れ、炊き出し、物資の配布方法等について、それぞれの役割分担を決めておく。

なお、役割分担を決める際は男女どちらかに偏らないようにする。

(イ) 食料等の備蓄についての地域住民への啓発活動

発災後、救援物資が届くまでのつなぎとして、最低3日分、推奨1週間分の水や食料等を各家庭で確保しておくよう、機会をとらえて啓発を行う。

(ウ) 各自治会・町内会の人員の把握

- ・ 各自治会・町内会単位の人数の把握（高齢者、障がい児者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等別）に努める。
- ・ 昼間・夜間別の人口の把握に努める。
- ・ 各自主防災組織と連携・協力し、災害時に避難所運営委員会（仮称）の委員が揃うまでの体制づくりに努める。

(エ) 災害時に備えた実践的な訓練の実施

- ・ 各自主防災組織と連携・協力し、炊き出し方法やろ水機の操作方法等、機会をとらえて実践的な訓練を行う。
- ・ 発災後、避難生活に必要な物資の確保についての方策を検討する。

(オ) ニーズに合わせた物資の備蓄

要配慮者や女性等、それぞれのニーズに合わせた物資の備蓄を行う。

3 避難所の鍵の管理等

避難所ごとに事前に鍵の管理等についてルールを定め、非常時に、直ちに開設できるように鍵を保管する。

第5節 避難所の開設と機能

- 避難所の開設にあたって必要な事項、運営主体、開設期間等のルールについて、あらかじめ検討しておく。
- 発災後、避難所が利用できるか安全性の確認が必要となる。避難所となる施設の管理者と協力したチェック体制や市町村の災害対策本部と連携した応急修理や応急危険度判定を行う体制等も検討しておく必要がある。
- 誰でも円滑に避難所の開設ができるよう、（仮称）避難所開設手順書などの、拡声器、タブレット型端末、ガムテープ等の開設に必要な備品・物品、市町村の担当部署等の連絡先、クロノロジー^{※2}用紙等を避難所開設キットとして備えておく必要がある。

〔※2 クロノロジー
過去の出来事を時系列で記録したもの。〕

- 受入対象者が直接に指定福祉避難所等に避難できるよう、あらかじめ調整しておく。

市町村が希望する要配慮者全員を指定福祉避難所に直接の避難をさせることができない場合等には、まず一般の避難所に要配慮者スペースを設置して一時的に避難し、その後、指定福祉避難所に移送する方法も個別避難計画等の作成時に検討する。

- 日本語に不慣れな外国人等に対し、「やさしい日本語」^{※3}を活用する等、伝達方法を検討する。

〔※3 やさしい日本語
普段使用されている日本語を、日本語に不慣れな外国人でもわかる言葉や言い回しを用いて伝わりやすく調節したもの。
それぞれの国の言語で災害情報を伝達するには様々な制約があるため、「やさしい日本語」が災害時の情報伝達の手法として注目されるようになった。〕

- 市町村は、避難所となる施設の被災の状況や二次災害の可能性等、安全面を確認の上、避難所を開設する。その際、避難所が不足する場合は、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保するほか、県及び他市町村と広域避難の必要性を検討する。
- 避難所について、緊急物資の集積、避難所外避難者等も対象にした情報の収集・提供や物資の供給等、地域における避難者支援の拠点としての役割もあるため、避難所内の避難者だけの施設とならないよう周知徹底する。
- 要配慮者スペース又は個室の設置にあつては、生活環境の確保に留意するとともに、優先順位の高い避難者から、避難者自身の選択により当該スペース等の利用ができるように配慮する。
- 介助や介護が必要な避難者は指定一般避難所では対応しきれないため、市町村は、早期に指定福祉避難所に移送する体制をとるほか、県や他市町村と広域避難の必要性を検討する。

1 開設の方法等

市町村長は、災害発生のおそれがある場合や災害が発生した場合、必要に応じて、避難所を開設し、住民等に対しその旨の周知を図るものとするが、大規模地震発生時等で緊急を要する場合は、避難所となる施設の管理者や地域の自治会・町内会・自主防災組織等の判断により迅速に避難所を開設することができるよう、平時から取り決めておく。その際、（仮称）避難所開設手順書の作成に努める。

2 開設の期間

災害救助法に定める日数（7日）を基本とするが、市町村は、被害の状況、住宅の応急修理の状況、仮設住宅の建設状況等を勘案し、行政機関や避難所となる施設の管理者との協議により延長できるようにしておく。

この場合、教育施設にあつては、応急教育の実施に十分配慮し、支障の無いよう調整を図る。

3 施設の提供・管理

避難所となる施設の管理者は、事前に定めておいた避難所の用に供する部分を提供するものとし、避難所としての運営は（仮称）避難所運営委員会が中心となっ

て行う。

4 開設状況等の報告

避難所に派遣された市町村職員又は避難所となる施設の管理者は、避難所の開設状況等に係る次の事項等を速やかに市町村の災害対策本部に報告する。

また、避難所に必要な飲料水、食料、毛布等の生活必需品の過不足を把握し調整するため、常に、市町村の災害対策本部や近接する他の避難所と連絡をとるものとする。

(参考例)

- ① 地区名、施設名、発信職員氏名
- ② 開設日時
- ③ 避難誘導の状況や避難所の入所状況
- ④ 運営スタッフの集合・配置状況
- ⑤ 緊急に必要な応援、物資（飲料水、食料、毛布、衣類、寝具、生理用品その他）等
- ⑥ 連絡手段の確保状況（通話が可能な電話、FAX、メール等）

第6節 避難所への入所

- 市町村は、避難所への入所の際の対象者の範囲や誘導について、あらかじめ検討しておく。

また、デジタル技術が進展する中で、民間事業者の混雑状況配信サービス等の、災害時に避難者が避難所の混雑状況をリアルタイムで確認できる技術が開発され、導入する自治体が出てきている。市町村においては、こうした環境整備について検討することが望ましい。

なお、神奈川県は令和4年2月9日に株式会社バカンと「災害時等における避難施設の情報提供に関する協定」を締結している。本協定により、神奈川県内の市町村は、平時から避難施設の情報を掲載し、災害時には混雑状況をリアルタイムに発信できるシステム「VACAN Maps（バカンマップス）」を利用することができる。

- 市町村は、避難所への適切な移動方法について、自動車の利用を含め、地域の特性や居住者の状況等を踏まえ、あらかじめ検討し、住民に周知しておくことが望ましい。

- 大規模災害時は、想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されるため、市町村は、要配慮者の優先的な入所について検討するとともに、自宅等の災害リスクが無い場合、自宅の被害が軽微な場合、在宅避難の方が安全である場合には、自宅に留まるように誘導したりすることも検討する。

また、市町村は、可能な場合には親戚や友人の家、ホテルや旅館といった避難所以外の安全な場所への避難を検討していただくことを周知する。

1 避難所の対象者

- (1) 住宅が被害を受け、居住の場を失った者
- (2) 火災等の発生により、速やかに避難しなければならない者
- (3) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
- (4) 地域外から来た者のうち、長期間に渡って帰宅することが困難である者
- (5) その他、災害により生活の自立が困難な者

2 避難所への誘導

災害時は住民が自発的に避難することが望ましいが、市町村職員は住民等が迅速かつ安全に避難できるよう、消防職員、警察官、その他の避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。この場合の留意点は次のとおり。

- (1) 経路については、可能な限り事前に安全を確認するとともに、危険箇所にロープ張り・表示を行うほか、状況により誘導員を配置して事故防止に努める。特に夜間においては、可能な範囲で照明を確保し、安全確保に努める。
- (2) 避難順序は避難所となる施設の管理者と事前に協議した順とし、安全を確認しながら避難誘導を行う。
- (3) 要配慮者・傷病者については、設備が整っている場所に世帯単位で避難してもらうように努める。
- (4) 大規模災害の場合は被害の規模が大きく、救命・救助が優先されることから、(1)～(3)の誘導が十分機能しない場合が起こり得る。市町村は、住民が自発的に避難所へ避難する等、定められた行動がとれるよう、平時から住民や避難所となる施設の管理者との協議・訓練を実施する。

第7節（仮称）避難所運営委員会の設置

1 （仮称）避難所運営委員会の組織

(1) （仮称）避難所運営委員会

基本的には、自治会・町内会・自主防災組織、避難所となる施設の管理者、市町村職員によって構成する（避難所の運営組織によりボランティア責任者の参加もあり得る。）。

なお、（仮称）避難所運営委員会の役割としては、次の事項が考えられる。

- ア 市町村の災害対策本部からの情報伝達
- イ 避難者名簿の作成
- ウ 避難所運営に係る事項の協議、決定、全体調整
- エ 避難所生活でのルールの徹底（清掃、ゴミの処理、トイレの衛生管理、外部からの問合せ対応等）

(2) 各構成員の基本的役割

ア 自治会・町内会・自主防災組織（自主防災組織の連合体等）

（仮称）避難所運営委員会の中心的役割を担い、総務班、情報広報班、救護班、食料物資班等を組織し、避難所運営に当たるものとする。

なお、各活動班の主な役割としては次の事項が考えられるが、各活動班の役割分担を実施していく上での班間調整を行うため、連絡会議を設置しておくことが必要となる。

(ア) 総務班

- a 避難所の安全を確保する（最優先に行う）。
- b 防災資機材や備蓄品を確保する。
 - ・ 食料等の物資を調達するまでの間の備蓄品
 - ・ 発電機や投光機等の資機材
 - ・ 感染症対策に必要な衛生物資・資機材
- c 災害発生時間、被害状況、避難状況等に配慮した避難所レイアウトを早期に設定し、円滑な避難所運営に努める。

また、その際には要配慮者、女性、子ども、感染症患者、ペット等にも十分配慮する。

(配慮すべき例)

- * 女性の良好で安全な生活環境を確保するため、女性専用のトイレ・更衣室・洗濯干し場や授乳室の設置に努める。
- * 避難所に仮設トイレを設置する場合には、夜間でも、女性が安全に使用できる場所に設置し、照明やパトロール等の環境にも配慮する。
- * 性的マイノリティの方への配慮として、男女共用のユニバーサルトイレ、性別に関係なく使えるスペースの設置、性自認に応じたシャワー・風呂の個別利用等を検討する。
- * 要配慮者や感染症患者等のためのスペースや個室の確保に努める。
- * 外国人の専用スペース確保の必要性については、地域の実情に合わせて、事前に検討しておく。
- * 乳児を連れた母親が安心して避難生活を送れるよう、乳児用段ボールベット（赤ちゃん用段ボールベッド）の設置に努める。
- * 埃の吸い込み等による体調悪化を防ぐため、床面より 35cm 程度以上の高さがある段ボールベッドやコット等^{※4}を設置する。なお、落下の危険性を回避するため床面に設置することが想定される乳児用段ボールベット（赤ちゃん用段ボールベッド）については、35cm 程度以上の囲いがあるものが望ましい。

※4 コット

メッシュの簡易ベッドのこと。コットを使用することで、地面との距離ができるため、冷たさや暑さが伝わりにくくなり、快適に眠ることができる。

- * 「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、次の感染防止対策等を実施する。
 - ・ 人と人との間隔をできるだけ空ける。
 - ・ 間仕切り用パーティション等により避難者の滞在スペースを区切る等、飛沫感染防止に努める。
 - ・ 通路スペースを確保する。
 - ・ 2方向の窓等を定期的に開放し、十分に換気を行う。

- d 避難生活の中で、避難所内の整理・整頓・清掃をルール化する等、避難者の理解を得ながら秩序の維持に努め、必要に応じて保安要員を確保し、パトロールを行う。
- e 学校が避難所の場合、避難者が理解して授業の早期再開に協力できるよう努める。

(イ) 情報広報班

- a 避難者に対して、自治会・町内会ごとに「避難者カード」や「健康状態チェックシート」の記入を促し、避難者名簿を作成する等、避難状況や安否情報等の把握に努める。

また、各地域の防災リーダー（役員等）から、被害状況や引率避難者の状況を把握する。

- b 避難生活に必要な情報について、掲示板等により、避難者等に提供するように努める。なお、情報提供にあたっては、各活動班、学校、市町村等の関係機関と連携を図り、情報の一元化に努める。

また、混乱防止やデマ防止を図る。

- c 適切な避難誘導や混乱防止を図るため、自主防災組織と連携を取りながら、地域の状況に応じて、地域住民への広報活動を行う。

また、広報文の事前検討や自転車の活用等の検討も行う。

- d 各活動班の活動を支援するボランティアの窓口となる。

総務班	避難所となる施設の点検・資機材の取扱い等
救護班	応急手当、救護者の健康管理等
食料物資班	救援物資、食料、炊き出しの配布等
その他	各自主防災組織の支援

- e 避難者の個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護の観点から適切な管理・利用に努める。

また、避難者に対し、収集した個人情報の利用目的を示したうえで、情報の提供先や提供する情報の範囲についての同意の有無を十分に確認するよう努める。

なお、個人情報の保護を理由に、住民からの安否情報の照会等、有用な個人情報の利用まで抑えてしまう、いわゆる「過剰反応」にならないよう、「個人情報の保護」と「個人情報の利用の必要性」とのバランスを考え、柔軟に対応できるように十分な話し合いに努める。

- f 報道や調査機関等による取材や調査について、市町村の災害対策本部

等と調整の上、対応を検討する。

(ウ) 救護班

- a 総務班、情報広報班、各自主防災組織と連携を取り、応急救護所の場所の設定や傷病の程度に応じた対策を早期に行う。
- b 食料物資班や各自主防災組織と連携・協力し、要救護者の健康管理、インフルエンザ等の感染症の予防、エコノミークラス症候群の予防等についての対応を行う。
- c 避難所における衛生管理を行う。
- d 情報広報班や各自主防災組織と連携・協力し、ボランティアとの協力体制を確保して、応急手当や重症者の対応等、きめ細かい対応に努める。
- e 医療救護関係者と連携してメンタルケアを行う。

(エ) 食料物資班

- a 災害の規模に応じて体制を確保する。
 - ・ 避難者の状況に応じた食料や物資調達の方策を早期に確立する。

(取組例)

 - * 情報広報班や各自主防災組織と連携・協力し、避難者数を把握するとともに、性別、年齢、要配慮者、食物アレルギーを有する者等に配慮した必要物資の種類・量等を把握する。
 - ・ 公平な分配に努める。
 - ・ 要配慮者・女性・性的マイノリティの方等に配慮した対応を行う。

(取組例)

 - * 女性用下着や生理用品等の女性に特有の物資は女性の班員が配布する、女性専用スペースや女性トイレに常備しておく等、女性に不快感・不安感を与えない配布を行う。
 - * 歯ブラシ（乳幼児用・成人用）や義歯ケース等、口腔清掃用品を避難者のニーズに合わせて配布する。
- ・ 混乱を防止するための対策を行う。
- ・ 発災季節に配慮する（食中毒防止等の衛生管理）。
- ・ 生活用水を確保する（プールの活用）。
- ・ 炊き出し場所を確保する（総務班との連絡調整）。
- ・ 燃料を確保する。
- ・ 食料の消費期限や賞味期限を適切に管理する。

- b ボランティアに協力を呼びかけ、救援物資の受渡し人員、炊き出し人員、炊き出し配布人員を確保する。

(取組例)

* 人員の確保にあたっては、男女どちらかに偏って募集することがないようにする。

イ 避難所となる施設の管理者

必要に応じて、避難所の開設や避難者に対する救援活動に協力する。

また、避難所に派遣された市町村職員と協議して使用禁止区域を決め、その表示を行う。

ウ 市町村職員

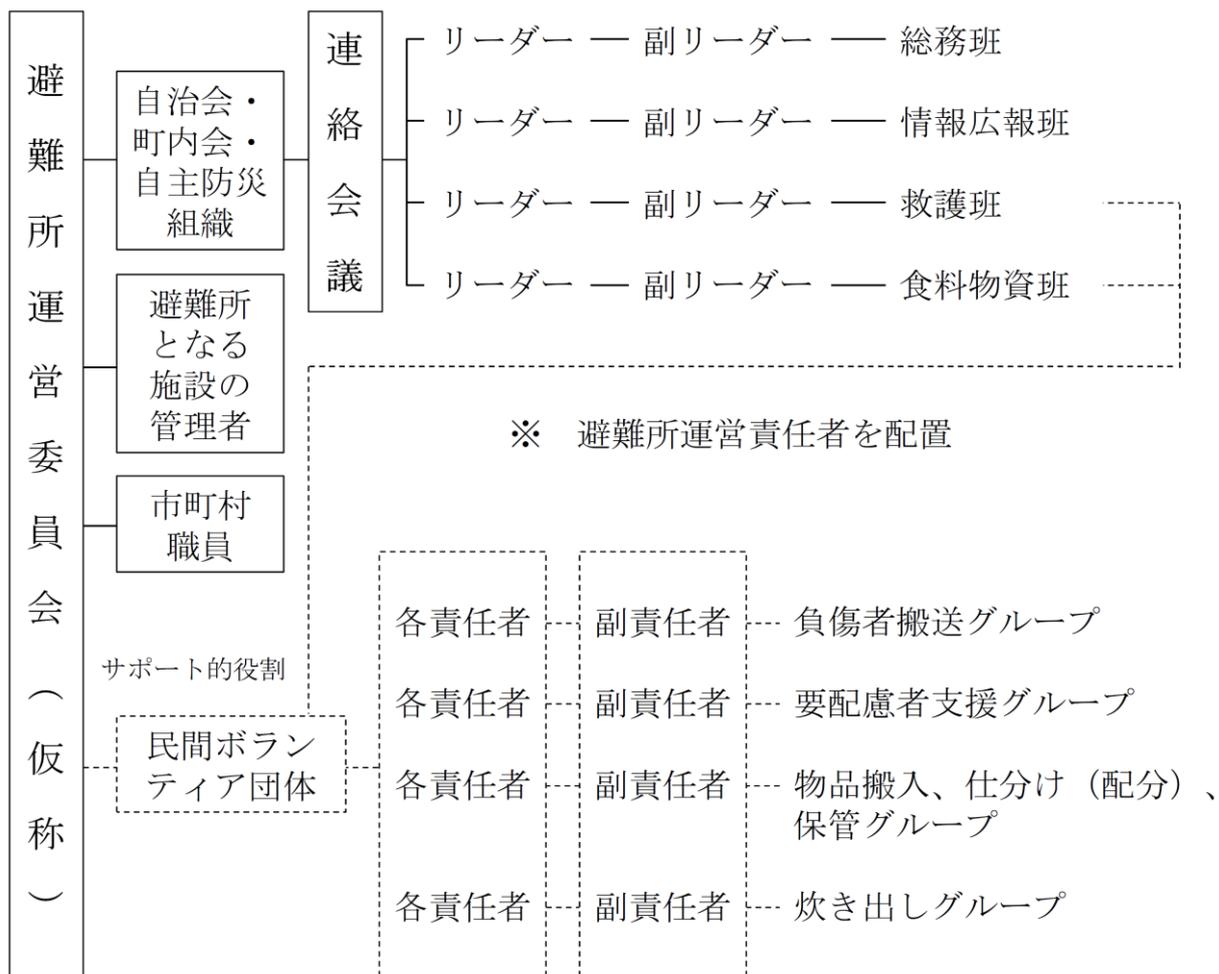
避難所に派遣された市町村職員は、自治会・町内会・自主防災組織等とともに避難所の運営主体の一部となり、民間ボランティア団体や医療救護関係者等の協力を得て、次のような役割を実施することが考えられる。

- (ア) 市町村の災害対策本部と連絡を密にし、情報を伝達するとともに、避難所の円滑な運営や各避難所間における格差の発生の防止に努める。
- (イ) 避難所の運営状況を把握する。
- (ウ) 指定福祉避難所の開設状況の把握や移送が必要な要配慮者の調整を行う。
- (エ) 治療が必要な避難者について、医療機関への移送の調整を行う。
- (オ) 防疫対策、衛生環境の把握、メンタルケアを実施する。

エ 民間ボランティア団体

- (ア) 事前登録の民間ボランティア団体は、登録時にあらかじめ定めた避難所に集合する。
- (イ) 各団体は、活動分野別に、責任者又は副責任者の指示の下、自治会・町内会・自主防災組織に協力して避難所運営にあたるものとする。

2 (仮称) 避難所運営委員会の例示 (基本的構成メンバー)



- * (仮称) 避難所運営委員会や連絡会議には、多様な避難者の意見を反映するため、要配慮者や女性等の参画が必要である。
- * 自主防災組織としての組織が整わない場合は、グループごとに責任者を選出し、上記に準じた組織化を図ることが望ましい。
また、責任者はリーダーとして会議に参加することが必要である。
- * 個人のボランティアは、グループの一員として活動することが望ましい。

第8節 避難者の把握

- 避難者の把握は、安否の確認、物資・情報・医療の提供、健康面での指導等、様々な支援活動を行うための基本となる重要な作業である。
- (仮称) 避難所運営委員会は、避難者カード等を活用し、避難者の個人情報
を避難者名簿に取りまとめる必要がある。
- 市町村は、避難所に避難してきた避難者はもとより、在宅避難や車中泊など
を行っている避難所外避難者の把握も行う必要がある。
- 市町村は、避難所を拠点に活動する保健医療活動チーム等が把握する情報を
一元的に把握し、関係機関で共有することが必要である。避難者名簿の項目と
保健師等が把握する項目の整合を図るほか、避難所において、各団体が情報を
報告するタイミングや報告を受ける職員の特定等、情報共有の体制を整備する
必要がある。
- 市町村は、避難者の情報を効率的かつ正確に把握し、避難者に適切な支援を
提供するとともに、日々変わっていく避難者の情報に臨機に対応する必要があ
る。そのため、IT技術等新しい技術を活用した避難者の把握や管理方法を検
討することが望まれる。具体的には、バーコードや今後、普及が見込まれるマ
イナンバーカードの活用等が考えられる。
その際、現在、国が推進する「クラウド型被災者支援システム」等、避難者
や被災者支援に関する技術の標準化の動向を見据えることが望ましい。

国（デジタル庁）では、マイナンバーカードや専用の防災アプリを活用し、避難者の健康状態や配慮が必要な事項などの確認、広域避難した避難者の情報の自治体間での共有など、避難対策の効率化と高度化を可能とするシステムの実証実験に取り組んでおり、県も積極的に協力している。

避難者の把握と被災者支援を効果的、効率的に行うためには、国が普及を進めるマイナンバーカードをはじめ、デジタル技術の活用が必須であり、また、大規模災害時の広域避難や広域での応援などを想定すると、こうしたシステムは、自治体間で共通化、標準化される必要がある。

そのため、今後のシステムの実用化や標準化の動向を注視する必要がある。

- また、県が推進しているマイME-BYOカルテは避難者の健康管理面でも有効であり、平時からの登録の普及や災害時の活用を検討することが望まれる。

1 避難者名簿の作成

- (1) 避難所の状況を把握し、支援をもれなく実施するため、市町村の災害対策本部の担当部門は、開設している避難所をリスト化しておく。
- (2) 避難者の数や状況の把握は、健康管理や食料の配給等において重要となることから、避難者一人ひとりに氏名、生年月日、性別、住所、支援の必要性等を避難者カード等に記帳してもらい、避難者名簿を作成することが必要である。
- (3) 市町村は、避難者に対し、収集した個人情報の利用目的を示したうえで、情報の提供先や提供する情報の範囲についての同意の有無を確認できる避難者カードや避難者名簿の様式をあらかじめ作成し、印刷して避難所の防災倉庫等に保管しておくことが望ましい。
- (4) 避難者名簿の作成は正確性や迅速性が求められる。

また、時間の推移で変化する避難者の状況に臨機に対応するためにも、避難者や避難所に関するシステムを導入して管理する等、パソコン等を活用して取りまとめる方法も用意しておくことが望ましい。併せて、避難所運営訓練等を通じて、市町村の担当者と住民が、避難者名簿の様式や取りまとめ方法について、普段から活用できるようにしておく必要がある。

外国人については、一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR（クリア））^{※5}が作成した「多言語避難者登録カード」等を参考に作成する。

〔※5 一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR（クリア））
地方公共団体の国際化推進を目的として設立された法人〕

- (5) 大規模災害では、避難者が市町村域を越えて避難する広域避難も行われる可能性があるため、避難者カードや避難者名簿に記載する項目は、可能な限り、統一されることが望ましい。

避難者名簿の情報は、被災者台帳に引継ぎ、継続的な被災者支援に活用する必要があるため、避難者カードや避難者名簿に記載する必須項目としては、次のような事項を想定する。

(避難者カード・避難者名簿の記載項目)

現住所

連絡先

避難形態 避難所/テント/車両/自宅/親戚・友人の家/ホテル・旅館/その他

被害状況 家屋被害：全壊/半壊/一部損壊/床上浸水/床下浸水/被害なし
ライフライン被害：断水/停電/ガス停止/電話不通/被害なし

家族情報 氏名、生年月日、性別、血液型、続柄、病気やけがの状況、
要配慮事項（要介護、障がい児者、要医療ケア、妊産婦、
乳幼児・児童、アレルギーの有無、日本語に不慣れかどうか）

特記事項 病気・怪我、障害での注意点、医薬品やアレルギー対応の
有無、虐待・DV・ストーカー被害の有無、その他特別な配慮が
必要な事項

個人情報 提供の可否、（可の場合）情報の提供先、提供する情報の範囲
転出先情報 等

記載項目の整理にあたっては、保健師等が活用する様式にも留意する。

また、妊産婦用問診票、要配慮者用の別の問診票、健康状態チェックシートを別途用意^{※6}することも必要である。

〔※6 避難者毎に定期的に確認するため、避難者カードとは別に用意する。〕

(健康状態チェックシート記載項目)

熱、咳、肌の発疹・ただれ、開放創、嘔吐、下痢等の症状

- (6) 要配慮者については、平時から、地域の支え合いの中から地域独自の要配慮者名簿を作成することも有効である。

2 避難所外避難者の把握

- (1) 避難所は、物資、情報、健康指導等の地域における避難者支援の拠点となることから、在宅避難や車中泊等、避難所外避難者が避難所を利用する機会に避難者カードを作成し、避難者名簿の作成を進め、必要な対応を行う。

また、市町村は、平時から、避難所の場所、避難所が避難所外避難者を含めた地域の避難者支援の拠点であること、避難者カードを提出する意義等について、住民への周知を徹底しておく必要がある。

- (2) 熊本地震の被災地では、NPOやボランティア等と連携し、在宅避難や車中泊などを行っている避難所外避難者を巡回して、避難者の所在を把握した事例が報告されている。地域の実情に精通した自治会・町内会・自主防災組織等が、避難行動要支援者名簿を活用して在宅避難する避難行動要支援者を把握すると

ともに、指定避難所以外で避難所となり得る施設（公民館等）や要配慮者を把握し、管理する仕組みが望ましい。

(3) 車中泊については、利便性を求めて避難者が移動する可能性があり、把握が困難な面がある。市町村は、発生抑止を図っても、被災の状況によって事実上発生する可能性があるとの前提で、地域の実情に応じて、車中泊が可能な場所をリストアップし、エコノミークラス症候群の予防を周知する等、事前に対応策を検討することが望まれる。

3 安否確認

安否確認は初動期の重要な作業であり、基本的には避難者名簿の作成と併せて行う。避難行動要支援者名簿や地域で作成している名簿を基に確認を行うことも考えられる。

なお、確認作業を円滑に行うためには、家族や近隣住民からの情報提供が不可欠となる。

また、日頃から各人が災害時の避難所を把握しておく。

4 収集した情報の適切な利用・管理

避難者から収集した情報は個人情報となるため、取扱いには十分注意が必要となる。

情報の適切な保管方法について検討するほか、収集した情報を個人情報として提供する場合には、その趣旨や内容を避難者に十分に説明するとともに、「個人情報の保護」と「個人情報の利用の必要性」とのバランスを考えて柔軟に対応できるよう、十分に話し合うように努める。

特に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者については、その加害者等に居所等が知られることのないよう、個人情報の管理を徹底する。

このため、避難者に対し、収集した個人情報の利用目的を示したうえで、情報の提供先や提供する情報の範囲についての同意の有無を確認できる様式をあらかじめ用意しておくものとする。

なお、作成した避難者名簿は、被災者台帳に引き継ぎ、継続的な被災者支援に活用することが適切である。

第9節 避難者の救護

- 初動期には、避難所に多くの負傷者が運び込まれ、医療救護を求めることが想定される。

しかし、交通の遮断や病院の機能低下等の事態が予想されることから、最寄りの医療機関や救護所への搬送、医師が到着するまでの間の応急救護活動が重要な意味をもつことになるため、搬送先、避難所周辺に居住する医師等の協力、避難所内救護施設、応急備蓄品について検討しておく。

1 避難所内に医療救護所がある施設

医師や看護師等の指導のもと、（仮称）避難所運営委員会の救護班が協力して救護活動を行う。

2 避難所内に医療救護所がない施設

（仮称）避難所運営委員会の救護班が負傷者の応急手当や医療施設への搬送活動を行う。

3 避難所における応急救護設備の確保

- (1) 応急医療活動に必要な部屋を確保しておく。
- (2) 応急医療器具や医薬品を備蓄しておく。
- (3) 感染症対策に必要な衛生物資・資機材を備蓄しておく。
- (4) 避難所用カルテのほか多言語医療問診票の利用を検討する。

第10節 避難所の円滑な運営

1 避難所生活におけるルールの徹底

避難所が円滑に機能するためには、（仮称）避難所運営委員会が円滑に機能する必要がある。そのためには、避難所生活におけるルールの徹底が必要となる。

2 避難者の役割分担

避難所の運営にあたって、避難者自身の役割分担の明確化により、避難者自身が避難所運営に貢献できる体制を整備する。役割分担を行う際、男女どちらかに偏らないようにする。

なお、必要に応じて、避難所内の役割分担に問題が生じた際に、それを調整するコーディネーターの配置を検討する。

3 リーダーの養成

トラブル処理や重要な課題処理のためには、調整能力のある者が必要となるため、平時からそうしたリーダーの養成が男女ともに求められる。

4 多様な意見の反映

避難所運営に多様な避難者の意見を反映するため、（仮称）避難所運営委員会や避難所運営に関する会議には、要配慮者や女性等の参画が必要である。

5 平時からの住民への周知徹底

避難所での共同生活についての理解や認識が得られるよう、平時から、（仮称）避難所運営委員会を通じて、災害時の避難所生活におけるルールや過去の教訓等について、住民への周知を徹底しておく。

6 ボランティアとの連携

避難所の運営、救援物資の配布、炊き出し、要配慮者の安否確認等、災害時においてボランティアが果たす役割は極めて大きいことから、ボランティアとの積極的な連携に努める。

また、（仮称）避難所運営委員会や同委員会が実施する会議にNPO、ボランティア、ボランティア団体等に参加を促す等、平時から顔の見える関係を構築するとともに、避難者自身にも、ボランティア活動に参加するよう呼びかける。

7 避難所運営スタッフへの配慮

避難所を運営するスタッフ等のストレスを解消するため、運営スタッフ等からの相談担当者を決めておく等、運営スタッフ等の心身の安定の確保を図る。

第11節 避難者の健康管理等

- 避難生活が長期化すると、避難者の心と体の健康管理への配慮が必要となる。
- (仮称) 避難所運営委員会における救護班は、避難生活の長期化等により、必要と認めた場合は、関係機関等の協力を得て次の事項を実施する。
- なお、常時の介護や治療が必要となった避難者は、速やかに介護福祉施設等への入所や病院等への入院手続きを行うものとする。

1 避難者の健康管理・栄養指導

- (1) 入所受付時に検温と健康状態チェックシートにより健康状態を確認する体制を構築し、入所後も定期的に健康状態を確認する。
- (2) 市町村は、保健師等が避難所や避難所外施設を巡回し、避難者の健康管理や栄養指導を行うとともに、状況に応じ医療機関等への入所措置がとれるよう、支援要請のルートや手順を明確にしておく。
- (3) 避難生活の長期化に伴い、生活環境の変化による避難者の心身の機能の低下、こころの健康等、健康上の課題が多くなることから、市町村は、保健師・看護師・栄養士等のチームによる避難所や避難所外施設での保健指導、巡回相談、戸別訪問等を実施し、身近な場所で健康相談ができる体制を検討しておく。
- (4) エコノミークラス症候群への対応では、そのリスクについて普及啓発が重要となることから、医師や保健師等と連携した対応を検討しておく。
- (5) 夏季には、避難者が熱中症にかかる危険性が高まるため、こまめな水分補給を呼びかける等、熱中症予防を実施する。
- (6) 冬季には、避難者が寒さによる低体温症や体を動かさないことによるエコノミー症候群、また寒暖差によるヒートショックの恐れがあるため、こまめに水分をとり、定期的に体を動かす案内等を行う。
- (7) 口腔ケアの徹底（歯ブラシ、液体歯磨き、歯磨きシート等の配給及び指導）

2 避難者のメンタルケア

市町村は、医師等が避難所や避難所外施設を巡回し、避難者の精神的不安を解消するためのメンタルケアを行えるよう検討しておく。

また、市町村は、初動期からD P A T^{※7}等と連携し、適切なタイミングで支援に繋がるよう手配することが必要であり、支援要請のルートを確保し、手順を明

確にしておく。

※7 DPAT

災害派遣精神医療チームの略。大規模な自然災害、深刻な事件や事故が発生した際、各都道府県等から派遣される精神医療チーム。

3 感染症対策の徹底

避難所のすべての者が適切な感染対策を行うよう、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、手指衛生、咳エチケット、定期的な環境表面の清掃、十分な換気の実施等の徹底について指導する。

- ・ 一人ひとりの基本的感染対策として、手指衛生を徹底し、人との間隔をできるだけ空けるとともに高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所ではマスクの着用を推奨する。
- ・ 緊急避難の場合等、人との間隔が空けられない場合は、一人ひとりがマスクを着用することも検討する。

発熱・咳等の症状のある者や感染症に感染したおそれのある者が発生した場合の対応については個室の他、調達可能な場合はトレーラーハウス等の利用を検討し、感染拡大の防止及び感染者の保護等を事前に検討しておく。

4 交流の場の確保

避難生活が長期化した場合、避難者の孤立感を解消し、生きがいや居場所を見出し、心身の健康を維持するため、避難所内に喫茶、集会場所等の交流の場の確保も検討しておく。

5 特に配慮を要する避難者への対応

- (1) 人工呼吸器等を使用する難病患者・障がい児者、妊産婦、乳幼児がいる場合、優先的に非常用発電機を使用できる環境を整備する。
- (2) アレルギー疾患がある避難者の症状の悪化を避けるため、風呂・シャワーの優先使用やほこりの少ない場所の確保等の配慮も検討しておく。
- (3) 県が推進するマイME-BYOカルテは、治療、診療、検査等の記録を入力・保持し、避難先が変わっても継続した健康管理が可能となるため、市町村は平時からの登録の推進や災害時の活用の方策を検討しておくことが望まれる。
- (4) 外見からは分かりにくい内部障がい児者等が周囲に配慮を必要とすることを知らせるヘルプマークに関して、実際にヘルプマークを身につけた方への対応方法や周囲の避難者への周知方法についても検討しておくことが望ましい。
- (5) 発熱、咳等の症状のある者については、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」に基づき、一般の避難者と区分する。

また、健康状態チェックシートによる定期的な健康状態の確認、手指衛生・換気等の基本的な感染症対策の徹底、トイレや手すり・ドアノブ等の共有部分の定期的な清掃

等を行う。

第12節 応援体制の整備

- 市町村は、災害対策本部の下に「避難所支援班」を設置し、避難所からの情報を集約するとともに、県と連携し、他の自治体からの応援、ボランティア、医療等専門的な人材等の受入れに向けた調整を行う体制を整備することが望ましい。
- 被災市町村の職員だけでは要員が不足する場合は、県に対して、避難所運営要員、介護を行う者、通訳者等の応援要請を行う。
- 医師や社会福祉士等の専門的な人材は、国や県単位で職能団体が独自の支援スキームを設けている場合があるため、県と連携して適切に対応する必要がある。
- 市町村は必要に応じて県に対して仮設トイレ(トイレトレーラー、トイレカー等)、トレーラーハウス、仮設シャワー、仮設ランドリー車、訪問入浴車等の調達の要請を行う。なお、仮設トイレ(トイレトレーラー、トイレカー等)から発生するし尿処理体制の整備についても平時から確保対策しておくこと。

第13節 避難所外避難者への対応

- 能登半島地震や過去の地震では、強い揺れを恐れた避難者や周囲に配慮した要配慮者が避難所を避ける等、様々な理由から、在宅や車中泊等様々な形の避難所外への避難が行われたことから、市町村は、平時から、安全・安心な避難所生活に向けて取り組むことが望まれる。具体的に想定される取組は次のとおり。
 - ・ 住民の居住地を想定した適切な指定避難所の指定の促進
 - ・ 避難所の安全性の確保や災害発生時の速やかな安全性確認（応急危険度判定）等の体制の整備
 - ・ 耐震化、家具の固定、携帯トイレ等の物資の備蓄等、家庭における安全性の確保の啓発
 - ・ 要配慮者や女性等への配慮を含めた避難所の生活環境の向上のための取組
 - ・ 指定避難所以外の多様な避難所の確保

- 一方、災害時には、避難所となる施設の収容能力等により、やむなく被災した自宅や公園等で避難生活を送る避難者も予想されることから、避難者への食料や物資等の供給にあたっては、避難所周辺にも十分な配慮が必要となる。

これを踏まえ、市町村や自治会・町内会・自主防災組織は、避難所外避難者が避難所に取りに来ることを想定して、食料、飲料水、携帯トイレ等の生活物資等を備蓄することが望ましい。

- 避難所は、地域における避難者支援の拠点として、避難所外避難者を含めた、地域において避難生活を送る避難者に対する情報の収集・提供や救援物資の配給等を行うものとし、市町村はこれを避難所外避難者に周知する。

- 職員や自治会・町内会・自主防災組織による巡回等、様々な手法で避難所外避難者の把握に努め、避難者カード、避難者名簿、被災者台帳等に整理し、それらを基に指定避難所を拠点として支援を行う。

- 避難所外避難者に対して、自治会・町内会・自主防災組織や市町村職員等の見守り機能を充実させ、特に女性と男性のニーズの違いに配慮し、要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつ、生理用品、食物アレルギーを有する者用の食材等の支援物資や医療・福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

- 保健師等が、地域の避難所、在宅、車中泊等の避難者を訪問し、避難者の健康管理や栄養指導を行うとともに、状況に応じ、医療機関等への受診勧奨等を行う。

- 在宅医療患者等、必要な薬剤や資機材等がないと直接生命にかかわる者や日常生活に支障をきたす者等の把握や物資の供給には、特に配慮が必要である。

第14節 避難所の解消

- 災害復旧が進み、避難所となる施設が本来の業務を行おうとした場合、避難所機能との調整が難しい問題となる。
- 避難所の解消については、次のようなことについて、事前協議の中で取決めをしておく。
 - ① 避難所となる施設が本来の業務（学校の授業等）を再開した場合の対応
 - ② 避難所の縮小や統合等
- 市町村は、避難所の統合や解消に向けて、復旧復興の状況や生活再建支援等の情報を自治体、関係者、避難者等の間で共有し、早い段階から見通しを示しておく必要がある。
- 避難所の統合や仮設住宅への入居にあたっては、コミュニティの維持に配慮する必要がある。
- 外国人への事前の情報提供について配慮する。

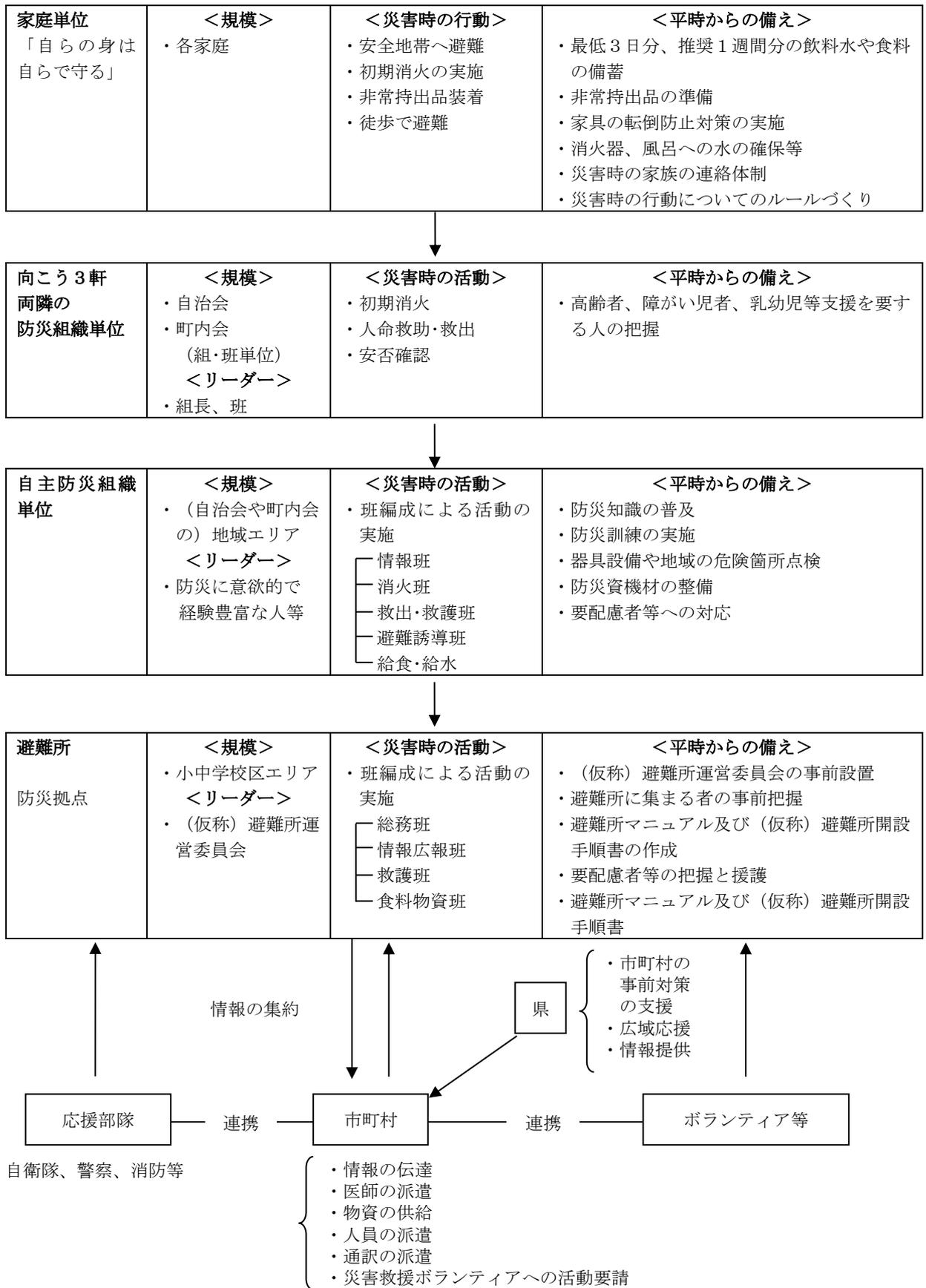
第15節 避難者の生活自立への支援

- 避難所は発災直後から当分の間、応急的に居住し生活する場であり、開設期間に限りがあるため、市町村は自宅の復旧や仮設住宅への移住を含めた避難者の生活再建を図る。
- 生活自立への支援は主に行政が実施するが、行政等の相談窓口の紹介や次に掲げるような各種生活再建関連情報の提供等、（仮称）避難所運営委員会が関わる部分もある。その際、外国人への情報提供に配慮する。
- なお、避難所では、地域の情報拠点として、健康等の生活支援等の相談窓口の開設のほか、ハローワーク職員による就労相談も検討する。

ここでは、主な支援について簡単に紹介するにとどめる。

主 な 支 援 策	主 な 内 容		
① 住宅障害物の除去	住宅障害物の除去		
② 罹災証明の発行	被災者の応急的・一時的救済目的に実施される証明		
③ 被災住宅の応急修理	日常生活に必要な最小限度の応急修理の実施		
④ 応急仮設住宅の供給	建設から2年以内を限度に提供される住居		
⑤ 災害公営住宅の建設	大規模災害が発生し、住宅の被害が「公営住宅法第8条第1項各号」に定める程度以上に達した場合、国庫から補助を受けて建設を行う		
⑥ 学校教育の再開	災害救助法による学用品の給与		
⑦ 災害見舞金等の配分	災害見舞金、災害障害見舞金、災害弔慰金		
⑧ 義援金品の受入配付	義援金品の受入配付		
⑨ 災害応急資金の融資	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">災害復興住宅融資 災害復興住宅特別融資 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付</td> <td style="width: 50%; border: none;">母子寡婦福祉資金の貸付 被災者生活再建支援制度 中小企業災害復旧資金</td> </tr> </table>	災害復興住宅融資 災害復興住宅特別融資 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金の貸付 被災者生活再建支援制度 中小企業災害復旧資金
災害復興住宅融資 災害復興住宅特別融資 災害援護資金の貸付 生活福祉資金の貸付	母子寡婦福祉資金の貸付 被災者生活再建支援制度 中小企業災害復旧資金		
⑩ 税・使用料等の減免	国税の特別措置、地方税の特別措置		

第16節 避難所と家庭・地域との関係



第2章 避難所生活上の重要事項

避難所での生活で特に重要となるのが、「情報の提供」、「食料・飲料水・生活物資等の供給」、「避難所内の環境整備」の3点であるといえる。

本章ではこのような点を中心に、避難所マニュアルを作成する際、避難所として整備しておくことが望まれる施設・設備等について述べる。

第1節 情報の提供

1 通信・情報機器の確保

市町村は、避難者への情報提供、避難者相互の安否確認、在宅避難者等の避難所外避難者の情報入手等のため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ、パソコン、Wi-Fi等の通信・情報機器、発電機・蓄電池・電気自動車等を確保しておく必要がある。

また、市町村から避難所や地域への情報提供ルートを確立していくことが望ましい。

2 情報の種類等

避難所生活において、避難者が必要とする情報は、災害発生からの時間の経過に伴い、刻々と変化していく。そのため、避難者の必要に即した情報を的確に提供する必要がある。

- ・ 初動期は安否情報、医療救護情報、水・食料等の生活物資情報が中心となる。
- ・ 復旧期は教育、仮設住宅情報、生活再建に向けての情報等が中心となる。

3 要配慮者等への情報提供

要配慮者等に配慮した情報提供を行うためには、ボランティアが重要な役割を果たすが、機器や伝達方法についても特別に配慮する。

また、専門的支援者が派遣されたとき等は、要配慮者等に情報提供を実施する。

なお、障がい児者は仮設住宅や就労支援等の自立に向けた支援等の情報の取得が困難な場合があるため、障がい児者の団体のコミュニティ等を通じて、障がい児者同士やその家族・支援者等の情報交流の場の設定や体制作りを検討する。

さらに、カードの活用等により、要配慮者等が、支援してほしいことや知ってほしいこと等、自ら自分の状態に関する情報を発信することに配慮する等、要配

慮者等の意思を尊重することも望まれる。

なお、マイME-BYOカルテへの情報の入力により、避難先を移動しても、情報共有が可能となるため、より一層の普及が望まれる。

- (1) 視覚障がい児者に配慮した対応として、点字による掲示板、音声の活用、トイレへの案内用スロープの設置等の工夫が必要である。
- (2) 聴覚障がい児者に配慮した対応として、手話による情報提供、掲示板や文字放送の活用、文字や光による伝達方法の工夫（呼び出しの際に赤色ランプを点滅させて知らせる等）が必要である。
- (3) 外国人に配慮した対応として、ボランティアの協力のもと、可能な限り、多様な言語ややさしい日本語の活用、表記の工夫（ひらがな・カタカナ、ルビふり）、絵や写真の掲示等のほか、スマートフォンの翻訳ソフト等を用いた伝達方法の検討が必要である。

時期	必要となる主な情報	必要な機材等
(1 ～ 3日) 初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・被害情報 ・医療救護情報 ・遺体安置・埋葬情報 ・水・食料等生活物資供給情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災無線（電話、FAX） ・電話（衛星電話、携帯電話）FAX ・パソコン、インターネット通信機材一式（Wi-Fi等） ・ラジオ、テレビ ・複写機 ・掲示板 ・情報収集・連絡用の自転車、バイク ・発電機やバッテリー等の非常用電源（灯りのある生活の確保にも必要） ・車椅子、簡易ベッド、障がい児者用簡易トイレ
(4 ～ 14日) 復旧過程期	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報 ・被害情報 ・医療救護情報 ・ライフラインや交通等の復旧情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記機材 ・特設公衆電話 ・特設公衆FAX
(15 ～ 日) 復旧期	<ul style="list-style-type: none"> ・就業及び公的資金援助等生活自立再建に係る情報 ・復旧情報 ・応急仮設住宅等に関する情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・上記機材

第2節 食料・飲料水・生活物資等の供給

- 市町村は、食料・飲料水・生活物資等の供給について、初動期には生命維持に必要な質・量の供給が、復旧過程期には健康保持や多様性にもできる限り配慮した供給が図られるようにする。
- また、食料・飲料水・生活物資等の供給にあたっては、要配慮者、女性、子ども等に対して十分に配慮する。
物資の量が十分でない場合には、要配慮者等に対して優先的に物資を供給する等の対応を行う。

1 食料・飲料水・生活物資等の備蓄

- (1) 市町村は、指定避難所として指定された施設に、あらかじめ応急的に必要と考えられる飲料水・食料・生活物資等の備蓄に努める。なお、避難所が地域における避難者支援の拠点であることを踏まえ、避難所外避難者が避難所に取りに来ることを想定して備蓄することが望ましい。

指定避難所として指定された施設への備蓄が困難な場合、市町村は供給計画を作成しておくことが望まれる。

なお、風水害のための指定避難所等、避難者が必要な物資を持参することとする場合、市町村は平時から広報に努めるなど十分に配慮する。

指定避難所として指定された施設への備蓄が困難な場合、市町村は供給計画を作成しておくことが望まれる。

なお、風水害のための指定避難所等、避難者が必要な物資を持参することとする場合、市町村は平時から広報に努めておくことに十分配慮する。

- (2) 市町村は、備蓄にあたって、食物アレルギーへの対応等、要配慮者等の利用にも配慮することが望まれる。

また、食物アレルギー対応食品の備蓄場所や備蓄内容（特に原材料）を住民に公開することが望まれる。

参考：食物アレルギー対応食品の備蓄に関する日本小児アレルギー学会の推奨

- ・ 食品表示法に規定されたアレルギー特定原材料及びそれに準ずるもの（特定原材料等 28 品目）を含まない食品とし、総備蓄量の 25%以上を目安にすべての避難所で入手可能なことを目指す。
- ・ 備蓄用ミルクの 3%をアレルギー対応ミルクにする。
- ・ アルファ化米についても、アレルギー対応にする。

- (3) 指定避難所には、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機、蓄電池、衛星電話等が設置されていることが望ましい。

また、市町村は、各家庭でのモバイルバッテリーの備蓄と避難所への持参を呼びかけることが望ましい。

なお、通信・情報機器の確保において、市町村は、無線機や指定避難所の衛星電話が使用可能な状態か定期的に確認を行っておく。

- (4) 市町村は、消防法の規定に留意し、ガソリン、石油、プロパンガス等の燃料の備蓄を行っておくことが望まれる。
- (5) 市町村は、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、感染症対策に必要な衛生物資や資機材の備蓄に努める。
- (4) 市町村は、消防法の規定に留意し、ガソリン、石油、プロパンガス等の燃料の備蓄を行っておくことが望まれる。
- (5) 市町村は、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、感染症対策に必要な衛生物資や資機材の備蓄に努める。

2 給水

- (1) 市町村は、初動期に必要な飲料水等を確保するため、次のような施設や設備を点検・整備しておく。
- ア 小・中学校の給水設備等の耐震化
 - イ 耐震性貯水槽の整備
 - ウ プールの耐震化とろ水機の整備
 - エ 給水時用物資（ポリタンク等）の備蓄
- (2) 市町村は、避難所周辺の地域防災拠点や公園に設置された貯水槽や給水車等から給水を受けるため、リヤカー等の運搬機材を用意しておく。

3 食料の供給

- (1) 市町村は次のような方法で必要な食料を調達する。
- ア 備蓄
 - イ 民間事業者等との協定による応急食料の調達
 - ウ 支援物資
 - エ 県への要請
- (2) 市町村は次のような加熱調理用機材器具を整備する。
- ア 加熱機（ガスコンロ等）
 - イ 調理機材（大型炊飯器や大型鍋等）

ウ 燃料（プロパンガスや石油）

エ 食器（給食用の食器等）

- (3) 避難所生活の長期化に対応して、栄養士等の活用等によりメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、要配慮者（そしゃく機能低下者、食事制限者、食物アレルギーを有する者等）に対する配慮等、食事の質の確保についても配慮する。

また、避難者の自立や食事の質の確保の観点から、炊事場の確保、食材や燃料の提供のほか、ボランティア等の協力体制や避難者の互助体制等の環境づくりを検討する。

- (4) 食物アレルギーを有する避難者が安心して食事ができるよう、包装等の原材料表示や使用した原材料に含まれるアレルギー物質を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにしておく。

また、食物アレルギーを有する避難者の誤食事故の防止に向け、周りから目視で確認できるピブスやアレルギーサインプレート等の活用を検討する。

- (5) 食物アレルギーをはじめとした個別の対応が必要な要配慮者に食料や食事の提供を行う場合、各避難所における要配慮者の食事ニーズの把握やアセスメントの実施のため、市町村の保健衛生関係部局が栄養士等の専門職種に相談できるように努める。

- (6) 文化・宗教上の理由から外国人等の避難者が食べることができない食料がある場合、当該避難者に対し、可能な限り配慮することが望ましい。

4 生活水の確保

飲料水のほかに、トイレ・避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄等の用途に欠かせない「生活水」の確保が必要である。市町村は、感染症の防止や衛生面等から衛生的な水を確保できるよう、貯水槽や井戸等の整備に努めることが望ましい。

5 応急物資の供給

市町村は、避難所における生活に最小限必要な応急物資（毛布、敷物、携帯トイレ、生理用品、紙おむつ、粉ミルク・哺乳瓶、口腔清掃用品等）を備蓄するとともに、当該物資を保管するための倉庫を整備しておく。

第3節 応急救護・感染症対策

- 負傷した避難者や避難生活中における軽度の疾病に対処することができるよう、応急救護設備の整備が必要である。
また、避難所における生活環境の整備を図るため、トイレ・簡易入浴施設の用意やゴミの処理方法等、季節を考慮した対応の検討が必要である。
- 居住スペースでは、感染症やアレルギー等の予防のため、土足禁止等のルールを設けることが望ましい。

1 応急救護設備の確保

- (1) 避難者が軽度の負傷又は疾病にかかった場合に、簡易な手当てができる部屋や器具等を整備しておく。
- (2) 初動期の応急救護活動にあたって必要な応急医療器具や医薬品の例として、医薬品、包帯、添え木、絆創膏、三角巾、車椅子、担架、救急法の動画等が挙げられる。
- (3) 病院等の避難所外に搬送する場合に備え、最寄りの医療機関や救護所開設場所等の所在や連絡先をリストアップしておく。

2 感染症対策の徹底

避難所は密閉・過密環境となりえることから、感染症の蔓延が懸念される。特に感染症流行期にあつては、「感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン」を踏まえ、感染症対策を徹底する必要がある。

また、市町村は、避難所に避難する際、マスクや定期的な検温用の体温計等を持参することについて、事前に住民に周知する必要がある。

- (1) 発熱・咳等の症状のある者と一般の避難者との区分の考え方は次のとおり。
 - ア 可能な限り建物を分ける。
 - イ 同じ建物に滞在せざるを得ない場合は、階を分ける、トレーラーハウスが調達出来る場合には、その活用等、空間的に隔離された場所に滞在する。
 - ウ 同じ階に滞在せざるを得ない場合は別の部屋に滞在する。
 - エ 同じ部屋に滞在せざるを得ない場合は、間仕切り用パーティション等の設置や距離の確保等によりそれぞれを区分する。
- (2) 発熱・咳等の症状のある者の滞在場所の考え方は次のとおり。
 - ア 可能な限り個室に滞在する。

イ 個室を用意することが難しい場合は専用のスペースに滞在するか、それも難しい場合は、間仕切り用パーティション等の設置や距離の確保によりそれぞれを区分する。

なお、発熱・咳等の症状のある者は可能な限り換気ができる部屋に滞在することが望ましい。

- (3) 入所受付において、避難者カードの記入と併せて、検温の上、健康状態チェックシートの記入により、熱、咳、肌の発疹・ただれ、開放創、嘔吐、下痢等の症状を把握する。（仮称）避難所運営委員会における救護班は症状を有する避難者の健康状態を確認し、症状に応じて、適切な予防策を行う。なお、発熱・咳等の症状のある者を早期に把握するため、先に健康チェックをしてから避難者カードの受付へ進むような流れにすることが望ましい。

- (4) 避難所入所後、避難者は避難者健康チェックシート等を用いて自身の毎日の体温や体調をチェックする。（仮称）避難所運営委員会における救護班はその確認を行うとともに、避難者の健康状態が悪化した場合は、関係機関等の協力を得て、必要な対応を行う。

なお、避難者に対し、避難生活中に、発熱、咳、発疹・炎症、開放創、嘔吐、下痢等の体調の変化が見られた際には、直ちに避難所運営スタッフに申告するよう周知する。

- (5) 避難者や避難所運営スタッフは、手指衛生等の基本的な感染症対策を徹底する。また、高齢者等重症化リスクが高い者が多く避難する避難所ではマスクの着用を推奨する。

- (6) 換気について、気候上可能な限り、常時、窓やドア等を開放することが望ましい。常時開放することが困難な場合は、30分に1回以上、数分程度の間、2方向の窓やドア等を同時に全開にする。

換気扇や扇風機がある場合は、窓やドア等の開放と併用する。室内の空気と外気の入れ替えを行っていないエアコンは、使用時に換気が必要となる。

なお、換気の時間はルールを決めて行うことが望ましい。

- (7) トイレについて、定期的に換気を行う。

また、衛生管理のため、定期的に、又は目に見える汚物があるときに清掃する。

- (8) 手すり、ドアノブ、蛇口等の共用部分について、定期的に、又は目に見える汚れがあるときに清掃する。

- (9) 一般の避難者同士の距離はできるだけ空ける。

また、間仕切り用パーティション等により避難者の滞在スペースを区切る等、

飛沫感染防止に努める。

- (10) 手洗い場を設置し、感染症対策としての手洗い環境の整備やフレイル対策としての歯みがき環境の整備を図る。

第4節 トイレの確保・管理

- 避難生活におけるトイレの課題は、多くの健康被害と衛生環境の悪化をもたらし、同時に不快な思いをする避難者を増やすことになり、人としての尊厳が傷つけられることにもつながるため、状況に応じた手法により十分な数のトイレを確保するとともに、避難者の協力を得て適切に管理する。
- 市町村は、国が公表している「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」や「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」等を参考に、関係部局が連携の上、「災害時のトイレ確保・管理計画」を作成し、周知する。
- 市町村は、住民・地域に対し、停電や上下水施設・設備の被災で水洗トイレが使えなくなる場合があることを含め、災害時のトイレの確保の重要性を周知し、在宅避難の可能性も念頭に、各家庭や地域での災害用トイレの備蓄を呼びかけるとともに、使用方法の普及啓発を行う。
また、避難所において災害用トイレの設置訓練等を実施する等、災害時におけるトイレの「自助・共助」の取組を推進することが必要である。

1 トイレの備蓄・整備

- (1) 市町村は、過去の災害における仮設トイレの設置状況や国連等における基準を踏まえ、次の3点を1つの目安として、備蓄や「災害時のトイレ確保・管理計画」を作成することが望ましい。
 - ・ 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基
 - ・ その後、避難が長期化する場合には、約20人当たり1基
 - ・ トイレの平均的な使用回数は、1日5回なお、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。
- (2) 避難所におけるし尿処理対策では、特に災害用トイレの備蓄等が必要となる。
なお、仮設トイレの利用にあたっては、本県の下水道普及率から、バキュームカー等による収集量が不足することが予想されるため、不足分については、汚物凝固剤等により固形化して焼却する処理等を十分検討する。
- (3) 物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を指定一般避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい児者用トイレやスロープ等の仮設に努める。

なお、障がい児者用トイレを障がい児者以外の避難者が使用することで、障がい児者が利用できないということがないように努める。

- (4) トイレの確保にあたっては、男女比を1：3とし、災害用トイレを設置する場合は、設置場所や管理方法等を検討する等、防犯や良好な生活環境の確保に十分配慮する。
- (5) 要配慮者等様々な事情を抱えた避難者への多目的用トイレやオストメイト^{※9}対応トイレも考慮する。

また、避難生活の長期化の見込や、避難所となる施設の特性を踏まえ、トイレ（男女問わず）等適切な場所へのサニタリーボックスの設置を検討する。

- (6) 市町村は、平時から、各家庭に、在宅避難のために必要な携帯トイレ等を備蓄するよう呼びかけるとともに、使用方法の普及啓発を行う。

また、市町村や自治会・町内会・自主防災組織は、避難所外避難者が断水等の理由によりトイレ利用のために避難所に来ることを想定して、携帯トイレ等の生活物資等を備蓄することが望ましい。

※8 オストメイト
人工肛門や人工膀胱保有者

2 避難所でのトイレの使用に関するルールの徹底

- (1) 平時からチラシを準備しておく。イラスト等を活用し、要配慮者等にもわかりやすくする。
- (2) トイレにふたがある場合はトイレのふたを閉めて流す、バケツに水を汲んで入る、ビニール袋を使用して処理する等、汚物の処理方法を徹底する。
- (3) 水道が不通の場合は建物内のトイレの使用を禁止する。
- (4) トイレ使用後の手指衛生について、上下水道が損壊して使用できない場合や流水・石けんによる手洗いができない場合は、アルコール消毒液を使用する。
- (5) トイレ清掃の当番を決める。
なお、トイレ清掃は、定期的に、または目に見える汚物があるときに行う。
- (6) 定期的に換気を行う。

3 災害時のトイレの確保・管理にあたり、配慮すべき事項

災害時のトイレの確保や管理にあたっては、次の点に配慮する。特に、トイレの設置場所や防犯対策等について、障がい児者や女性の意見を積極的に取り入れるとともに、障がい児者用トイレを一般用とは別に確保するように努める。また、高齢者には複雑なトイレは使いづらいため、用を足した後に凝固剤を振りかける

必要のない予め袋にシートが付いているタイプのトイレを準備するように努める。

配慮をすべき事項・ 配慮が必要な方	対応
安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暗がりにならない場所に設置する ・ 夜間照明を個室・トイレまでの経路に設置する ・ 屋外トイレの上屋は、堅牢なものとする ・ トイレの固定、転倒防止を徹底する ・ 個室は施錠可能なものとする ・ 防犯ブザー等を設置する ・ 手すりを設置する
衛生・快適性	<ul style="list-style-type: none"> ・ トイレ専用の履物を用意する（屋内のみ） ・ 手洗い用の水を確保する ・ 手洗い用のウェットティッシュを用意する ・ 消毒液を用意する ・ 消臭剤や防虫剤を用意する ・ 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策を実施する ・ トイレの掃除用具を用意する
女性・子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数でトイレを利用するよう周知する ・ トイレは男性用・女性用に分け、なるべく離して設置する ・ 生理用品の処分用のゴミ箱を用意する ・ 鏡や荷物を置くための棚やフックを設置する ・ 子どもと一緒に入れるトイレを設置する ・ オムツ替えスペースを設ける ・ トイレの使用待ちの行列のための目隠しを設置する（ただし、足元を開けておく等、完全に隠れないようにする） ・ 幼児用の補助便座を用意する

配慮をすべき事項・ 配慮が必要な方	対応
高齢者・ 障がい児者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洋式便器を確保する ・ 使い勝手の良い場所に設置する ・ トイレまでの動線を確保する ・ トイレの段差を解消する ・ 福祉避難スペース等にトイレを設置する ・ 介助者も入れるトイレを確保する
外国人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 可能な限り絵や写真等で表記を工夫し、多様な言語ややさしい日本語の掲示物を用意する（トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的トイレを設置する ・ 人工肛門、人工膀胱保有者のための装具交換スペースを確保する

第5節 プライバシーの確保

- 長期にわたる避難所での集団生活により、精神的な疲労がたまり、健康を害する等トラブルを起こすことが考えられる。間仕切り用パーティションの活用等、避難生活の長期化に備えたプライバシーの確保対策を検討しておく。

- 集団生活によって健康に悪影響をきたしやすい妊産婦や乳幼児は、個室に集約する等の配慮をする。

第6節 要配慮者や女性等への配慮

- 災害時における要配慮者の支援のため、一般の避難所内に専用スペースを設けることや別室に案内することが望ましい。
- 市町村は、特段の配慮が必要な要配慮者が利用する指定福祉避難所を整備するとともに、災対法第49条の14に基づく個別避難計画等により、避難する要配慮者が想定されている指定福祉避難所等においては、あらかじめ必要な受入準備を検討しておく。併せて、入院・入所が必要となった場合に備え、医療施設や社会福祉施設との連携体制を構築しておく。
- 市町村は、要配慮者が必要とする育児・介護・医療用品やストーマ用装具^{※9}等の機材について、備蓄や調達体制を検討しておく必要がある。

〔※9 ストーマ用装具

人工肛門や人工膀胱を造設した際、そこから排泄される「便」もしくは「尿」を貯留するための装具

- 市町村は、指定避難所以外で避難生活を送る要配慮者について、安否確認の方法、物資提供の方法、医療福祉等の支援の方法を検討するとともに、平時から自治会・町内会・自主防災組織や地域の医療・福祉の関係者等と連携体制を構築しておく必要がある。
- 具体的な対応においては、要配慮者を一様に捉えるのではなく、要配慮者の類型や対処別に対応を整理し、マニュアル等に規定しておく。
- 女性と男性では災害から受ける影響やニーズが異なることを配慮し、女性の視点を踏まえた避難所運営を行う。

1 福祉コミュニティの役割

平時から地域内の要配慮者等の実態把握に努め、災害時の避難、入所、物資・情報の提供等を行う。その際、それぞれの特性に配慮した支援を行う。

2 要配慮者に関する留意事項

- (1) 高齢者、障がい児者、病人等は、できるだけ環境条件の良い場所へ避難させ

るように配慮する。

- (2) 市町村は、感染予防及び医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所・避難所として活用する施設等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉担当部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者（高齢者、基礎疾患を有する者、障がい児者、妊産婦等の要配慮者、発熱・咳等の症状のある者及びその家族）用の避難所の設定を検討する
- (3) 避難所となる施設では、高齢者や障がい児者等が健常者とともに避難所生活を送る上での障害をできるだけ取り除くよう努める。
- (4) 要介護や障害の程度、体力、病状等により、避難所での生活が困難な要配慮者については、指定福祉避難所や医療機関等の施設へ移動する。
- (5) 要介護の状態や発達障害を含む障害特性に対する要配慮者の配慮事項や支援方法等について、本人の同意のもとで避難所に滞在する避難者への周知に努める。
- (6) 視覚障がい児者、聴覚障がい児者、外国人への情報提供に配慮する。
- (7) 身体障害者と身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）は分けずに避難所で受け入れる。
- (8) 乳児に安心して授乳ができるよう、授乳室等、プライバシーに配慮したスペースを確保する。
- (9) 乳児を連れてきた母親が安心して避難生活を送れるよう、乳児用段ボールベット（赤ちゃん用段ボールベッド）の設置に努める。
- (10) カードの活用等により、支援してほしいことや知ってほしいこと等、自分の状態に関する情報を要配慮者等が自ら発信できるように配慮する等、要配慮者等の意思を尊重することが望まれる。

また、要配慮者等の家族や支援者と十分な連携を図る。

- (11) 要配慮者等の家族や支援者といった様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置するほか、保健師の巡回訪問を併用する。なお、同性の支援者でないと相談しにくい悩みもあることから、女性専用窓口のほか、男性専用の窓口を設け、プライバシーを確保されたスペースで同性の支援者に相談ができるよう、個室や間仕切り用パーティション等の設置を検討する。

3 女性に関する留意事項

- (1) 避難所の運営責任者、市町村の運営担当者、住民による自主的な運営組織には女性が参画し、女性と男性の双方のニーズに対応する必要あることから、避難所の運営責任者に女性と男性の両方を配置する。

また、リーダー、食事作り、片付け等、特定の活動が特定の性別に偏るなど、役割を固定化しないよう配慮する。

- (2) 女性に配慮し、生理用品等を備蓄しておく。

また、女性用品の配布場所を設け、女性が配布を担当する。

- (3) トイレ、物干し場、更衣室、休養スペース、入浴施設は男女別に設け昼夜を問わず安心して使用できる場所に設置する。

また、女性用トイレの数は、男性用よりも多くする（男女比は1：3）。

- (4) 乳幼児を抱える母親に対しては、個別スペースや乳幼児のためのベッドの確保、トイレ活用時の乳幼児のケアなどの配慮に、特に留意が必要である。

4 その他の留意事項

- (1) 避難所の防犯対策の一環として、特に被害に遭いやすい子ども、高齢者、女性から危険箇所・必要な対応について意見を聞き、照明の増設等、環境改善を行う。
- (2) 避難生活における不安やストレス等により、配偶者等からの暴力（DV・性暴力）や子ども、高齢者、障がい児者への虐待も懸念されることから、例えば、女性に対する暴力等の予防について、女性専用スペースや女性トイレへのポスター等の掲示により周知するとともに、避難生活における不安やストレス等について、男性も相談しやすい雰囲気づくりに努めるものとする。相談窓口についての情報は、人目に触れずに得られるような工夫をしつつ、男女ともに周知する。
- (3) 性的マイノリティへの配慮として、男女共用のユニバーサルトイレの設置、性別に関係なく使えるスペースの設置、性自認に応じたシャワー・風呂の個別利用等を検討する。

第7節 その他

1 避難所の生活環境の整備

- (1) 市町村は、避難所の生活環境の整備のため、優先順位を考慮して、次の設備・備品等の備蓄や調達を体制を整備する必要がある。
 - ア 畳、マット、カーペット、段ボールベッド、乳児用段ボールベット（赤ちゃん用段ボールベット）、簡易ベッド
 - イ 間仕切り用パーティション、ブルーシート、ビニールシート
 - ウ 空調設備、冷暖房機器
 - エ 洗濯機・乾燥機、洗濯干し場
 - オ 仮設風呂・シャワー
 - カ テレビ、ラジオ、タブレット型端末、充電器
 - キ マスク、ハンドソープ、体温計、使い捨て手袋、アルコール消毒液（手指用）、次亜塩素酸溶液
 - ク その他必要な設備、調理用品
- (2) 能登半島地震や過去の地震では避難所でもエコノミークラス症候群等が問題となったため、寝床の改善が重要である。初動期には、通気の確保や毛布による暑さ・寒さ対策、短期的には間仕切り用パーティション、畳、マット、段ボールベッドの活用、さらには乳児用段ボールベット（赤ちゃん用段ボールベット）や簡易ベッドの導入等が望まれる。
- (3) 避難者の衛生・健康保持のため、簡易入浴施設の備蓄や整備が重要である。

なお、簡易入浴施設の使用にあたっては、時間帯や曜日等で男女の使用を分ける等の対応を行う。

また、周囲を保安要員が見回る等、防犯に十分配慮する。
- (4) 避難所では、排出されたゴミの分別を徹底することが重要である。

また、ゴミ集積場の整備の際は、保健衛生上の観点から、季節によっては腐敗対策等の検討が必要となる。

なお、女性用下着・生理用品等の処理等については、女性の視点も考慮する。
- (5) 避難所内での喫煙やアルコールの摂取については、他の避難者への配慮から、事前にルールを決めておくことが望ましい。

2 避難者の環境改善

- (1) 市町村は、福祉分野をはじめとした専門職やボランティア等の外部支援団体とも連携し、避難者の健康課題の解決や避難所の衛生環境の改善を図るととも

に、避難者の保健・医療ニーズの把握や避難者の体調の変化への気づき等が行える体制を構築する。

- (2) 医師等は避難所等を巡回し、避難者の精神的不安を解消するためのメンタルケアを行う。
- (3) 市町村は、初期からDPA T等専門職と調整し、適切なタイミングで支援を受けられる体制を作る。支援要請のルートを確保し、手順を明確にしておく。

3 食品衛生

避難所には備蓄食品や救援物資等の食品が搬入されることから、その保存方法・期限表示等の点検や受け入れ後の保管等にあたり、生鮮食料等を備蓄するための冷蔵設備や機器等を整備する等、食品衛生を確保できる管理体制の整備が必要である。

また、食中毒対策等のため、消費期限や賞味期限が過ぎた食品の使用・配布は行わず廃棄する。

4 防火・防犯対策

- (1) 防火担当責任者は喫煙場所の指定のほか、ストーブ等の出火防止やゴミ集積場等に放火されないための定期的な巡回警備等の防火対策を実施する。
- (2) 避難所の防火安全に係る遵守事項を避難所の出入り口等に掲示する。
- (3) 避難所内で使用する毛布やシーツ等については、状況に応じて、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品や防災品等）を使用する等、適切な防火対策に努める。
- (4) 避難所は犯罪を誘発・助長する面もあるため、警察とも連携し、巡回・パトロールや被害者への相談窓口情報の提供を行うとともに、避難者・支援者全体に、いかなる犯罪・暴力も見逃さない旨を周知徹底するようにする。なお、女性用トイレや女性用更衣室等は女性が巡回・パトロールすることが望ましい。

また、市町村は、必要に応じて、警備員等の雇用や防犯ブザー・ホイッスルの配布も検討する。

- (5) 近隣の避難所とも連携し、犯罪情報等を関係者間で共有すること、消防団・自警団による見守り体制の強化、警察への巡回要請等も検討する必要がある。

5 ペット対策

災害時において、ペットは飼い主と同行避難^{※10}することが原則である。

しかし、ペットは、動物アレルギーを有する避難者にとって重篤な症状を引き

起こす要因となりかねないとともに、その鳴き声や臭い等が他の避難者にとって大きなストレス要因となりうるため、避難所では、ペットの飼養をめぐる、トラブルが発生することがある。

そこで、ペットの取扱いについて、避難所ごとに受け入れ可能なペットの種類、飼養スペース、管理方法、飼い主の管理責任等の同行避難のルールを決め、適切に管理するとともに事前に地域住民への周知を行う。

- (1) (仮称) 避難所運営委員会は、避難所の収容能力等を勘案し、ペットの飼養スペースを設置する。設置方法としては、人の居住スペースとペットの飼養スペースに分ける方法や、ペットを飼っている避難者の居住スペースとペットを飼っていない避難者の居住スペースに分ける方法が考えられる。

また、(仮称) 避難所運営委員会は、飼い主にペットの台帳に必要事項を記入してもらい、ペットと飼い主の把握に努める。

- (2) 飼い主は、自宅からの避難が必要となる災害が発生し、ペットと同行避難する必要が生じることを想定して、平時から、災害に備えたペット用備蓄品の確保や避難ルートの確認等はもちろんのこと、ペットが社会の一員としての適性を持つべきことを認識し、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行う。
- (3) 災害時は、飼い主同士が助け合い、協力して、避難所のルールに従い、ペットの世話、ペットフードの確保、飼養スペースの管理・清掃等を行う。
- (4) 市町村は、平時から、飼い主に対し、ペットの災害への備え等に関する普及啓発等を行う。

※10 同行避難

災害発生時に、飼い主が飼養しているペットを同行し、避難所等まで避難すること。避難者が避難所でペットを飼養管理すること（同伴避難）とは異なる。

6 避難所内の空間配置の整理

避難所生活が長期化した場合、避難者数は初動期に比べて減少していくため、居住スペースの縮小や移動等、避難所内の空間配置の整理を行う必要がある。空間配置の整理にあたっては、避難者のプライバシーの確保、要配慮者や女性等への配慮、防犯・衛生管理・教育活動の早期再開（学校が避難所の場合）等への配慮に努める。

なお、空間配置の整理に伴う混乱を防ぐため、あらかじめ避難者全員に周知を図り、決定から実行まで十分な期間を設ける。

また、避難所内のスペースに余裕ができた場合は、避難所となる施設の管理者や(仮称) 避難所運営委員会等で協議し、避難者の要望に応じて次のような共有

空間を設置する。

- (1) 衛生面を考慮し、居住空間と調理をするための空間を分けることが望ましい。空間に余裕ができれば、食堂等の食事専用の空間を設置する。
- (2) 昼間は子どもの遊び場として、夜間は中高生の勉強のためのスペースとして利用できる空間を設置する。遊ぶ子どもの声や、夜間に漏れる照明等の問題もあるため、居室から少し離れた場所を用意する。
ただし、防犯上の観点から、保安要員を確保し見回りを行う等の配慮が必要である。
- (3) 昼間は高齢者等の避難者のための交流スペースとして、夜間は消灯時間の制限をはずした比較的自由に使用できるスペースとして利用できる空間を設置する。

7 季節を考慮した対策

- (1) 夏季には、避難者が熱中症にかかる危険性が高まるため、十分な感染対策を行いながら、次のような熱中症予防を実施する必要がある。
 - ・ こまめに水分をとる。
 - ・ 濡れたタオル等を肌に当て、うちわであおぐ。
 - ・ カーテン、すだれ等で日光を遮り、また風通しをよくする。
 - ・ 暑さに関する情報（身の回りの気温・湿度や「熱中症警戒アラート」等）を確認する。
- (2) 冬季には、寒さによる低体温症や体を動かさないことによるエコノミー症候群、また寒暖差によるヒートショック等の恐れがあるため、次のような対策について検討する。
 - ・ ヒーター等を火気に注意し設置する
 - ・ 避難者には、こまめに水分をとり、定期的に体を動かすよう案内をする
 - ・ できるだけ室内でトイレができる環境を整備するよう努める

1 添付資料

No.	名称
1	感染症を踏まえた避難所運営ガイドライン (令和6年8月 神奈川県)
2	避難所マニュアル策定指針に基づいた避難所マニュアル作成モデル (令和6年8月 神奈川県)

2 避難所運営等の参考となる資料

No.	名称
1	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成25年8月(令和4年4月改定) 内閣府(防災担当))
2	避難所運営ガイドライン (平成28年4月(令和4年4月改定) 内閣府(防災担当))
3	福祉避難所の確保・運営ガイドライン (平成28年4月(令和3年5月改定) 内閣府(防災担当))
4	避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン (平成28年4月(令和4年4月改定) 内閣府(防災担当))
5	マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン-2021年版- (令和3年3月 国土交通省)
6	災害対応力を強化する女性の視点 ～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～ (令和2年5月 内閣府男女共同参画局)
7	災害におけるアレルギー疾患の対応 ～アレルギー疾患をお持ちの方、災害に対応する行政の方、災害医療に従事 する方へ～ (令和4年3月 大規模災害時におけるアレルギー疾患患者の問題の把握とそ の解決に向けた研究 研究班)
8	人とペットの災害対策ガイドライン (平成30年3月 環境省)

避難所マニュアル策定指針

第1版 平成9年3月

第2版 平成14年11月

第3版 平成26年3月

第4版 平成30年3月

第5版 令和2年6月

第6版 令和4年12月

第7版 令和6年8月

神奈川県くらし安全防災局
防災部危機管理防災課
〒231-8588 横浜市中区日本大通1
電話 045-210-1111 (代表)